

第八十四回国会 農林水産委員会 議 録 第 十 六 号

昭和五十三年四月十九日(水曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

- 委員長 中尾 栄一君
- 理事 片岡 清一君
- 理事 林 義郎君
- 理事 野坂 浩賢君
- 理事 稻富 稜人君
- 石川 要三君
- 金子 岩三君
- 熊谷 義雄君
- 國場 幸昌君
- 関谷 勝嗣君
- 塚原 俊平君
- 福島 讓二君
- 森 清君
- 角屋堅次郎君
- 島田 琢郎君
- 芳賀 貫君
- 武田 一夫君
- 吉浦 忠治君
- 津川 武一君

- 理事 羽田 孜君
- 理事 山崎平八郎君
- 理事 瀬野栄次郎君
- 加藤 紘一君
- 久野 忠治君
- 倉成 正君
- 佐藤 隆君
- 玉沢徳一郎君
- 平泉 涉君
- 堀之内久男君
- 小川 國彦君
- 柴田 健治君
- 新盛 辰雄君
- 日野 市朗君
- 野村 光雄君
- 神田 厚君
- 菊池福治郎君

出席政府委員

- 外務省アジア局長 三宅 和助君
- 農林政務次官 今井 勇君
- 農林大臣官房長 松本 作衛君
- 農林省農林経済局長 今村 宣夫君
- 農林省構造改善局長 大場 敏彦君
- 水産庁長官 森 整治君
- 水産庁次長 恩田 幸雄君

出席國務大臣

- 農林大臣臨時代理 安倍晋太郎君

委員外の出席者

- 外務大臣官房書記官 久米 邦貞君
- 外務省アジア局長 田島 高志君
- 大蔵省主計局主計官 古橋源六郎君
- 水産庁漁政部長 尾島 雄一君
- 水産庁漁政部長 久世 勝巳君
- 海上保安庁警備救難監 中里 久夫君
- 参考人(全国漁業共済組合連合会専務理事) 矢野 静男君
- 参考人(漁船保険中央会専務理事) 尾崎 敏君
- 農林水産委員会調査室長 尾崎 敏君

委員の異動

- 四月十九日 辞任 江藤 隆美君 補欠選任 関谷 勝嗣君
- 同日 辞任 石川 要三君 補欠選任 森 清君
- 同日 辞任 関谷 勝嗣君 補欠選任 森 清君
- 同日 辞任 塚原 俊平君 補欠選任 森田 欽二君

本日の会議に付した案件

漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五八号)

閣提出第五八号)

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

中尾委員長

これより会議を開きます。
 漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。
 質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。角屋堅次郎君。

角屋委員

本日から漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案について、本委員会における審議が始まるわけでございますが、きょうは、本委員会の理事会並びに委員会の了承を得まして、この法律の改正案の審議に参考人として矢野さんと中里さんをお呼びしたのでございますが、後ほど参考人にはそれぞれお伺いをいたしたいと思います。

いわれる漁船積荷保険の試験実施

それから五カ年間の延長が要請されておりますけれども、それが認められた場合における引き続きの試験実施から本格実施への問題、あるいは保険、共済の三団体、三制度の統合一元化問題、こういったことについて法案の審議上必要であると考えましたのでお呼びをいたしましたわけでございます。参考人は大変御苦労さんでございますけれども、安倍農林大臣臨時代理は前半一時間おいでになられて、官房長官の要職にもあられますので、後ほど他の用務に行かれるというふうなことで、私もそれを承して承るわけでありますが、したがって、最初漁業をめぐる国際環境問題から入りまして、それから五カ年間の試験実施の経過、試験実施をさらに五カ年間延長するとして本格実施への展望、こういった順序でお尋ねをいたしたいと思います。

御答弁をいただきたいと思ひます。

漁船積荷保険臨時措置法に基づいて、御承知のとおり昭和四十八年の十月から五カ年間の予定で今日まで試験実施がされてまいりましたが、御案内のとおり、最近のわが国漁業をめぐる国際情勢から見まして、特に昨年来の各国の相次ぐ二百海里漁業水域の設定によりまして、新たな漁業秩序の形成が急激に進展を遂げたことより、本格的な実施の場合の保険設計上の基礎データをきちんとするためには、さらに五カ年間の延長をしてなるべく早い機会に本格実施に移そうというところで本改正案が提案されておるわけでございます。

そこで、本法の本格実施のためには、申し上げるまでもなくわが国漁業をめぐる国際環境というものから当然触れてまいらなければなりません。

そこで、安倍大臣にお伺いしたいわけでございますけれども、きょうあたりの報道でも大々的に出ておりますように、日ソの漁業交渉がぎりぎりの大詰めにまいっておるわけでございます。中川農林大臣が訪ソされました、今月の十二日以来きのうで七回目の中川農林大臣・インシヨフ漁業相の交渉を通じて、漁獲高の問題あるいはソ連が新しく提起してまいりました禁漁区をぜひ縮小してもらいたいという問題、そういうことで精力的な交渉が続けられてまいりましたが、日本側から見れば満足できる結果ではございませんけれども、高次の政治判断をしなければならぬ段階を迎えておると思ふわけでございます。

この機会に、日ソ漁業交渉の経過の上に立って、政府としてどういう政治判断をしておられるか、こういった点を安倍大臣から御答弁を願いたい、こういうふうに思ひます。

○安倍國務大臣 今回の日ソ漁業交渉、大変厳しいので、大臣初め政府委員の方から、ひとつ率直な御答弁をいただきたいと思ひます。

漁船積荷保険臨時措置法に基づいて、御承知のとおり昭和四十八年の十月から五カ年間の予定で今日まで試験実施がされてまいりましたが、御案内のとおり、最近のわが国漁業をめぐる国際情勢から見まして、特に昨年来の各国の相次ぐ二百海里漁業水域の設定によりまして、新たな漁業秩序の形成が急激に進展を遂げたことより、本格的な実施の場合の保険設計上の基礎データをきちんとするためには、さらに五カ年間の延長をしてなるべく早い機会に本格実施に移そうというところで本改正案が提案されておるわけでございます。

環境の中で行われました。特に、ソ連側の態度は非常にかたくなで、中川農林大臣は大変苦闘を続けてまいっておるわけですが、ようやく会談の方も大詰めに來ておる状況でございます。昨日、中川農林大臣はイシヨフ漁業大臣と会しまして会談を行いました。その結果、ソ連側は、かねてから提案をしておりました四万一千トンの総漁獲量に、さらに千五百トンの上乗せをしてまいりました。四万二千五百トン、こういうことを提案をしたわけでありまして、この漁獲量につきましては、これまでの長い間の交渉の結果、これ以上ソ連側に譲歩を求めるとは困難であるという判断に立ちまして、四万二千五百トンを認めるというところで妥結をしたわけでございます。まことにわが方から見れば不本意でありますし、残念な結果でございますが、これまでの経緯から見まして、やむを得ないというところで決断をいたしましたわけでございます。

ただ、漁区につきましては問題が残っておるわけでございますし、わが方としてもさらに主張しなければ大変な事態にも陥る可能性があるわけですから、この漁区の問題については、本日の会談でさらに詰めるということにいたしました。ソ連側もこれを了承いたしました。きょう中川農林大臣とイシヨフ漁業大臣との間で会談が行われて、最終的な決着を見たい、こういうふうにお思っております。

漁区問題以外は、長期協定の案文あるいはその他の漁獲量、あらゆる問題は大体もう解決をして、今日の段階で残された問題は漁区をどうするかということだけにかかっているわけでございます。われわれとしては、中川農林大臣がさらにソ連側と交渉して、わが方の主張をできるだけ通すことに全力を尽くしていただくことを心から期待をいたしておるわけでありまして、

○角屋委員 日ソ漁業交渉の問題については、たまたま私ことしの一月下旬に訪ソする機会がございます。これは超党派議員団のソ連最高会議からの受け入れということを要請するという一つの

立場がございましたけれども、ぜひイシヨフ漁業相にも会いたいということでもございましたが、イシヨフ漁業相が日程の関係がございまして、シガロフ次官、モイセイエフ氏等と日ソ漁業の将来問題についていろいろ隔意ない意見を交わしまして、中川農林大臣からも、イシヨフ漁業相に会ったらぜひよろしくということでありましたが、その伝言をお伝えしたわけでございますけれども、とにかく大変苦勞されて大詰めに來ておる。

しかし、考えてみますと、去年の段階は非常に厳しい状態の中で、当時の鈴木農林大臣が二月二十七日に第一次、四月七日に第二次、五月三日に第三次という訪ソの中で、超党派議員団の派遣までしながら、一方では二百海里時代に即応して領海法の成立あるいは漁業水域に関する暫定措置法の成立というふうなことで、われわれも大局的な立場から協力しながらやってきた経緯も去年はあったわけですが、

しかし、ことしの場合、冒頭にサケ・マスについてソ連側から沖取りの抑止というふうな提案があり、その壁を、折衝の過程で譲歩を求めながら今日まできたという努力については、これは一定の評価をしなければならぬかと思っておりますけれども、いま大臣からお答えのように、四万二千五百トンで受け入れざるを得ないということになりまして、去年大幅な漁獲量の削減、減船という厳しい試練を乗り越えてきただけに、さらにもう一度、やる気十分のサケ・マスの漁業者に相当厳しい減船を引き続き要請しなければならぬ。これに對して関係漁業者は、生活の問題としても地域経済の問題としても深刻な事態に置かれておると思っております。そういうことで、これを受け入れたことによる、減船その他の問題も含めたこれからの対応を政府としてどうやるのかということについても、ひとつお考えを述べていただきたいというふうに思っています。

○安倍國務大臣 今回四万二千五百トンで妥結をしたことに関しましては、ことしになりましたから長い間の交渉の経過、そしてまた、最終的に

は中川農林大臣の教次にわたるイシヨフ漁業大臣との交渉が行われた結果、ソ連側からこれ以上の譲歩を引き出すことは困難である、このまま進めば無協定状態になってしまつて、今後の日ソの漁業関係にまことに不測の事態が起こるかもしれない。公海の手サケ・マス漁業については、日本とソ連との間に、秩序のある漁獲が今後さらに永続的に行われるということをわが国としても期待をいたしておるわけでございますし、そういう方向に努力をしなければならぬわけですから、そうした大局的な判断に立ちまして、いわば涙をのんだ形で四万二千五百トンを受け入れたわけでございます。もちろんこの量は、二年統計で大体半減ということになるわけでございますから、漁業者に与える影響はまさに深刻なものがあるわけでございます。政府といたしましては、中川農林大臣の帰国を待ちまして、この四万二千五百トンの決定によつて減船その他の問題が早速起つてくるわけでございますから、この減船問題に対する政府としての対策を決めなければならぬ、救済措置を含めた減船措置を決定しなければならぬ、こういうふうにお考えをしております。昨年減船措置に伴うところの救済を行ったわけでありまして、そうした例等もありませんし、これに準じた形でわれわれとしては救済措置を行つて、漁業者の皆様に対しても、困らしてはならない、こういうふうにして差し上げなければならぬ、こういうふうにお思っております。

○角屋委員 いま安倍大臣からお話しのようにならぬ。いわゆる従来ありました日ソ漁業条約については、この四月二十九日で日切れになる。したがつて、長期協定として日ソ漁業協力協定というものを結ばなければならぬということで、無協約状態は避ける。そのためには、高次の政治的判斷からいろいろ努力をして、最終的にこれ以上は進展しないというところで、四万二千五百トンのサケ・マスの漁獲量についてはこれを受け入れる。さらに、きょうの折衝を通じて、折衝の結果出てくる禁漁区の緩和といひますか削減といひますか、

そういう問題についても、折衝の結果に基づいて判断をしながら交渉妥結をするという運びについては、時間的な制約から見ると当然そういうことに相なるうと思ひますが、先ほどの大臣答弁とも関連いたしますけれども、それに伴う関係漁業者の減船その他を含む問題、これは非常に深刻な問題でありますので、大臣からは昨年準じて誠意ある対策をとるといふふうにおっしゃいましたけれども、これは去年以上の大変な事態だということに思ひます。そういう点で、中川農林大臣が帰つてまいりましたら、そういう問題についても万般の遺漏のないような対策をぜひ関係者の要請に基づいて講じてもらいたいというふうにお思っております。これはいづれ大臣がお帰りになつたならば、本委員会としても、交渉の経過、さらには日ソ漁業協力協定というものを中心とした論議の中でいたすことにしますので、日ソ漁業交渉に関する問題についてはこの程度で終わらせていただいて、次に、尖閣列島周辺水域における中国漁船の領海侵犯事件という問題について関連して触れたいと思ひます。

これは本委員会のみならず、外務委員会その他衆参両院の関係委員会でも問題が発生以来取り上げられておることでありまして、私自身は、積荷保険の一部改正というものが本論の法律の審議でございますが、これが現実起こつておるいまの事態でございますので、やはり少しくお尋ねをいたしたいというふうにお思ひます。

前置きを省きまして、外務省からもおいで願つておると思ひますが、尖閣列島周辺水域における中国漁船の領海侵犯事件について、外務省としてどうなりましたか、それから外務省の答弁に引き続きまして、海上保安庁からもおいで願つておるといふふうにお思ひます。海上保安庁の立場から領海侵犯事件として対応してまいりましたそれらの点について、それぞれば答弁を願ひたいというふうにお思ひます。

○三宅政府委員 お答えいたします。外務省といたしましては、本件事件を非常に重

外務省といたしましては、本件事件を非常に重

外務省といたしましては、本件事件を非常に重

要視いたしました。まず種々の外交的努力をしまいたたけでござります。現地におきましてもまた東京におきましても数回の会談を続けまして、まず本件は非常に遺憾である。日本固有の領土である、すぐに退去してもらいたい。第三点は、今後このような事件を再発してもらっては困るというようなことを申し上げておきます。

それで、いま現在、きのうの午後から領海から中国漁船が出ております。しかしながら、このような状況をあくまでも確保してまいりたいということでございます。先方側はこれはあくまでも偶発的な事故であって、故意、計画的に行つたものでないという説明をしております。そういうようなことから、先方といたしましては大局的な見地でこの問題を処理したいということを発言しております。しかしながら、すでに御説明いたしましたように、現在のところは領海から出ておりましたけれども、依然として漁船が出たり入ったり流動的でございます。政府といたしましては、現在のところこのような中国漁船の動きを注意深く見ておりまして、今後いろいろな措置を、中国側の出方、漁船の動き等を見ながら総合的に判断しながら対応してまいりたい、こう考えております。

○久世説明員 お答えします。

尖閣諸島周辺海域を巡視警戒中の海上保安庁第十一管区の巡視船「やえやま」は、四月十二日午前七時三十分ごろ、先生御承知のとおり、レーダーによりまして尖閣諸島の北々西海域に多数の船影を認めて直ちに現場に急行したわけでございますが、同八時三十分ごろ、わが国の領海の内外に約百隻の中国漁船を発見したわけでございます。この約百隻のうち十六隻がわが国の領海内において漂泊、航走または操業中でありまして、これに対しまして巡視船は、拡声機、垂れ幕等によりまして領海外に退去を命じたところ、中国漁船は当該海域が中国の領海である旨を主張しつつ、領海外への退去あるいは領海内への再入域を度々にわたって繰り返しましたが、先ほど外務省の方からも答弁があったとおり、十八日の午後二時十五

分以降はすべての中国漁船は領海外に退去しているという現状でございます。

なお、ちなみに、昨十八日に海上保安庁の航空機が視認した総隻数は二百隻余りとなっておりますわけでございます。海上保安庁といたしましては、各管区から巡視船及び航空機を応援派遣いたしまして、現在十隻の巡視船及び四機の航空機が現場におきまして監視及び警戒を続行しているわけでございます。

以上でございます。

○角屋委員 いまの外務省、海上保安庁の対応を受けて、安倍大臣にお伺いをいたしたいと思つておられます。

申し上げるまでもなく、日中平和友好条約の締結という非常に大きな政治課題を政府も早急に処理をしたい、こういう立場におられると思つておられます。われわれ自身も、日中の平和友好条約を早期に締結すべきである、こういうことを強く主張しておる立場にあります。たまたまそういう過程の中で、尖閣列島周辺におきまして中国漁船のわが国領海侵犯事件というまことに遺憾な事件が出てまいりました。約一週間以上この問題で国民の注目を集めておるわけでありまして、

そこで、政府もそうでありまして、われわれも尖閣列島は日本固有の領土である、そういう立場に立つておるわけでありまして、したがって、わが国の固有の領土に対する中国漁船の領海侵犯は看過することはできない、領海からは退去してもらわなければならないという立場にありまして同時に、一部に尖閣列島問題となげ論あるいは日中平和友好条約とは別個問題という議論もござりますけれども、これだけ問題が出てきました以上は、日中平和友好条約の交渉をまとめる段階においては、これを不問に付して避けて通るといふわけにはいかぬだろうというふうに、私は率直に言つて思つております。

そういう点について、政府としては、尖閣三原則というようなことを政府首脳会議で決められ、

きわめて慎重な態度で対応しておるといふことは、私はそういうふうにするべきものだ。何か事が起こると、政府・与党ともに、あるいは野党も渦中に巻き込まれるというのではなしに、やはり長期展望の上に立つて事態には冷静に対応するという姿勢が、国際問題については必要であるというふうに私は基本的に思つておられます。しかし、安倍大臣は、農林大臣臨時代理であると同時に、現在内閣のなかめである官房長官のお立場にもあられるわけでありまして、日中平和友好条約を早期に締結したいという姿勢の中で、今回起こつておる尖閣列島における中国漁船の侵犯問題、これらを今後の推移を見ながらどういうふうな政府としての対応されようとしておられるのか、そういった方針についてこの機会にお答えを願つておきたいと思つておられます。

○安倍国務大臣 今回の尖閣列島の中国漁船によるこの領海侵犯事件は、まことに残念しくなるところでありまして、これは明らかにわが国の主権に対する侵害であるわけでありまして、その後中国漁船の侵犯は繰り返されておるわけでありまして、きょうの段階におきましては、入手した情報では、領海には入つておられない、しかし二百隻に余る中国漁船が依然として領海の外で集結しておるといふこととござりますから、今後どういふ情勢になるか見守つていかなければならぬわけでありまして、政府といたしましては、この侵犯事件が起りましてから、先ほど御指摘がござりましたように、先週の土曜日に政府・与党の首脳会議を開きましてこの問題に対処する基本方針を決めたわけとござります。その方針の一つは、尖閣諸島は日本固有の領土であることは明白であり、中国漁船が依然領海侵犯を繰り返していることは遺憾である。二番目としては、政府としては一刻も早く中国の侵犯漁船を退去させるよう全力を尽くす。三番目として、共同声明の趣旨に沿つて条約締結に向かって努力するといふ方針に変わりは

ない。この三つの方針を決めたわけとござります。われわれは、こうした三つの基本方針に従つ

て今後この問題を処理していかねければならぬ

い、あくまでも沈着冷静に対処していくというの

が現在の政府の基本的な考え方であります。

○角屋委員 尖閣列島周辺海域における中国漁船の領海侵犯事件については、日中平和友好条約の締結という大道の上に立ちながら、なお当面起こつておる問題については日本の立場においてこれを確にさばいて目標の実現のために努力をするというところで、政府にさらに今後のいわゆる筋道の立つたさばき方を強く要請しておきたいというふうに思つておられます。

次に、ニュージールランドの問題に若干触れたいと思つておられます。

これは、ことし鈴木前農林大臣が二月に同国を訪れまして、同国の首脳と会談をして、漁業と貿易問題という立場から提案を行いました。結局物別れに終わるといふことで、日本側として四月一日から相手の二百海里の外に出ることになりました。ここは遠洋トロール、マグロはえなわ、イカ釣り、底はえなわ等十六万六千トン、約三百隻の操業による漁業実績が従来あったわけでありまして、非常に貴重な漁場でありました。これは結局鈴木さんの折衝を通じて話がまとまりませんでしたけれども、今後もう見込みがないといふふうな判断なのか、情勢の変化によつてさらにニュージールランドについても相手側の対応いかんによつては話を始めようといふ姿勢なのか、その辺のところについてお答えを願つておきたいと思つておられます。

○安倍国務大臣 ニュージールランドに対しましては、かねがね漁業交渉の再開を申し入れておるわけでありまして、同国は漁業交渉と牛肉、粉乳、バター、木材等との貿易問題を絡めて応じてきておる。本年二月には鈴木前農林大臣がニュージールランドを訪れまして同国首脳と会談をいたしました。精神的に問題の解決のために努力をされたわけとござります。先方は依然として貿易問題につきましても酪農製品等とも絡めて二百海里問題を解決

するといふ姿勢を崩さないといふことで物別れになつておるわけでありませぬ。その結果として、四月一日からニュージールランドは二百海里の本格実施を行ひまして、現在わが国の漁船はニュージールランド二百海里水域外に出る状態でございます。毎年大体十六万トンに余る漁獲を上げておりましたわが国の漁業につきましては非常に大きな影響が出ておる、深刻な打撃を受けておるという情勢でございます。

政府といたしましては、操業再開を確保するためには、今後ともニュージールランド政府を説得して、何とか漁業交渉開始の糸口を見出したいといふことで現在粘り強く努力をいたしておるわけでありませぬ、なかなかまだその糸口を見出すことも困難であると思つておりますけれども、しかし、ニュージールランド政府も、このまま放置していかうといふことではないと私は思つておるわけでありませぬ。これまでの日本、ニュージールランドの友好関係から見まして、このまま放置していかうと思つておるわけでは、あくまでも交渉再開のための努力を続けて、何とか二百海里内の漁業ができるように、これはもう全力を尽くしてまいりたい、こゝろ決意でございます。

○角屋委員 いま大臣からお答えのように、ニュージールランドにおける問題というのは、非常に貴重な漁場の一つでありまして、いろいろな問題が横たわつておるわけでありませぬけれども、漁業プロパーの問題から言へば、何とか問題を打開して、再び貴重な漁場が日本漁業の漁場として活用できるように、今後とも努力をしてもらいたしたいと思います。

引き続き北朝鮮との漁業の問題でありますけれども、これは従来の経過は別として、御案内のとおり、日朝議連の交渉の過程における御努力や、わが党も前年度代表団を派遣するといふふうなことも含めて、昨年の九月五日に日朝漁業協議会の吉井代表と朝鮮東海水産協同組合連盟の金代表との間で漁業分野における協力に関する暫定合意書の調印が行われて、現在それに基づいて漁業が行わ

れることに相なつておるわけでありませぬ。もちろん、この北朝鮮の問題については、相手国が軍事境界線として日本海側五十海里あるいは黄海側二百海里を設定しておること自身については、国際的な海洋法の立場において議論としては私にはあり得ると思つておりますけれども、しかし、安全操業の立場から言へば、話し合ひで、しかもこれは未承認国ということもあつて民間協定でやつておるといふ状態でありませぬ、現実には漁業者の生活の立場から言へば、話し合ひのついたところで漁業操業をやるといふことは当然の推移だろうといふふうに思ひます。ことに入りましてから、

党の立場になりませぬけれども、飛鳥田委員長参加の石川界における漁民集会というのに漁業サイドから私も出席をした際にも、六月三十日に期限切れになる北朝鮮との現在の民間協定、これを本格的に切りかえるに於いて政府にも強く要請してまいりたい、またわが党にも積極的に協力してまいりたいといふ強い要請を受けてまいりました。政府としては、ある意味では謙遜あるいは各党あるいは漁業団体の話し合ひをバックアップする立場であらうかと思ひますけれども、この北朝鮮の六月三十日に期限切れになる問題についてどういふ姿勢でバックアップをし、漁業者の立場に立つ民間協定ができればよろうかとされるのか、そのお考え方についてお伺いしておきたいと思ひます。

○三宅政府委員 政府といたしましても、この地域における安全操業と漁業量の確保につきましても、非常に関心を持っております。したが、いまして、先生御指摘のとおり、われわれといたしまして、具体的に何ができるかといふことは、今後民間協定が進展いたしました、われわれといたしまして、この種の民間協定が期限前にできまして、漁業量の確保ということが十分図られるといふことを期待しております。また、その段階で政府としては何ができるか。政府保証を求められておりますけれども、まだ先方の意図が明確でございませぬものですから、いまこの段階でどういふ

立場にはございませぬが、その段階で具体的に検討してまいりたい、こゝろ考えております。○角屋委員 水産庁長官、御答弁があれば……○森(豊)政府委員 御指摘のように、民間の協定が結ばれるということもございまして、日本側の態勢も一応整備を直すということ、それから、こゝろ交渉につきましても、いろいろ民間の外交的な経験が少ないうちでございませぬから、できる限りわれわれとしても内面的に御援助できる問題につきましても御相談にも乗り、積極的に円満な締結が図られるよう推進してまいりたいといふように考えております。

○角屋委員 北朝鮮との漁業の民間協定問題は、六月三十日の期限切れに向けて若干まだ時間的ゆとりのあるといひますか、若干間のある問題であります。われわれの党としても、もちろんやるべきことについてはやらなければならぬし、また議論としてもこれから当然御配慮されることと思つております。やはり政府としても、可能な限りより日本の関係漁業者の立場に立つて協定が結ばれますように、情勢を的確に把握しながらバックアップをしてもらいたいといふことを要請をいたしておきたいと思ひます。

国際漁業の問題では、日ソ漁業交渉の前記に述べた話が多量にありました日米加の問題その他各般の問題がございませぬ。しかし、積荷保険の試験実施から本格実施へという議論もしなければならぬ部分で、安倍大臣自身は、私の二時間の質問の前半部分で他の用務で退席される、それは私も了承いたしておるわけでございますが、そういう関係もございませぬので、国際漁業の問題については、さらに中南米あるいはアフリカ、南太平洋諸国、こゝろ中々あるいは群島理論というのを提唱しておる諸国もあるわけですが、こゝろ中々あるいは諸国における漁業規制というふうな問題についての動向はそれぞれどうなつておるかという点について、ひとつ簡潔に御答弁を願ひたいといふふうに思ひます。

○森(豊)政府委員 端的に申しまして、南太平洋諸国、南太平洋フォーラム諸国と言つておるわけでございますが、これらのメキシコ、ガイアナ、パプア、ニューギニア、ギルバート、南アフリカ等十五カ国と、二百海里を実施している国あるいはもう決定をしている国といふことでも、いままで交渉をいたしてきたわけでありませぬ。先ほど御指摘のニュージールランドにつきましてはまだいろいろ問題が残つておりますが、何らかの形で協定をつくりまして入漁が認められておるといふ国々、南アフリカ、モリタニア、アルゼンチン、インドネシアの四カ国ということになつておるわけでございます。またそのほかにも、暫定措置でとりあえず入漁料の支払い等によりまして操業を確保しているといふ国が、パプア、ニューギニア、ギルバート、エクアドル、ガイアナ、チリというふうな国々でございませぬ。大体こゝろいう国々は、わが国のカツオ、マグロの漁場となつておる国でございませぬ。現在その中でもパプア、ニューギニアと交渉を進めておるが、いろいろなる入漁料の条件がございまして交渉は難航はいたしておりますけれども、できる限りそれらの国々との協定を進めまして、漁場の確保に努めていくといふことでも進めてまいりたいと思ひます。

○角屋委員 いま水産庁長官の答弁にもありましたように、先ほど来取り上げております関係国あるいはその他の中南米、アフリカ、南太平洋諸国等、わが国をめぐる国際漁業の情勢といふものを見てまいりますと、いづれにしても、昨年来各国の二百海里漁業水域の設定によりまして新たな漁業秩序の形成の中で、わが国の漁業をめぐる情勢といふのはきわめて厳しい条件にある。そういうことから、積荷保険の対象になるような沖合い、遠洋漁業といふふうな点で、減船とか漁場の転換等操業形態の変更を余儀なくされる事態がだんだんと起こつておるといふ形で、結局いまの時点で、本格実施にはまだ保険設計上の整備をしなければならぬ、五カ年の延長をしてもらいたしたいといふことになつておるわけでありませぬが、この機会に

さらに第三次国連海洋法会議の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

申すまでもなく、第三次国連海洋法会議は、第一会期は一九七三年十二月三日から十二月十四日まで、ニューヨークで百四十五国が集まって開催をされまして以降、第二会期、第三会期、第四会期とずっと続いてまいりまして、ことしは第七会期ということになっておるわけでございます。第七会期はことしの三月二十八日から七、八週間ということ、ジュネーブで公式統合草案の作成を目指して開催をされておるという状況でありますけれども、われわれ第三次国連海洋法会議の推移を見ておりますと、特に一九七四年六月二十日から八月二十九日までカラカスで開かれた第二会期というのは、漁業界にとっては、大変やはり日本漁業の危機であるということで、ある意味において大騒ぎをしたという表現が悪いでしょうか、でも、てんやわんやの事態であった。

それから現実には、経済水域二百海里は、本会議で反対は日本の小本曾大使のみであるというような状態から、世界の大部分がとうとうと進んで国際協調上受けざるを得ないというふうなことがあり、単一草案の作成あるいは改訂単一草案の作成等を通じて今日に来ておるわけでありまして、御案内のとおり、一昨年、特に昨年以来、国際海洋法会議のオースライズされた草案が決定をされるという前に二百海里先行時代を迎えておる。まかり間違ひまして国連海洋法会議がいつまでもじんぜんそのままとしていくということになると、国際海洋法としてオースライズされない形の先行状態が、既成事実となつてそれぞれの各国間で結ばれていく。これは国際連帯、国際協調の立場から見れば、何といつても新しい第三期の海洋法体制というものは当然つくられなければならぬというふうな、基本的には私も思つておるわけであり

臨んでおる、第三期の海洋法体制をつくるという立場からの情勢判断と、現在の時点における会議の情勢等について御説明を願つておきたいと思つておる。

○久米説明員 先生がたたいま御指摘になりましたとおり、現在ジュネーブで第三次国連海洋法会議の第七会期というのが開かれております。海洋法会議におきましては、経済水域二百海里の問題を含めまして領海を十二海里にすること、あるいは国際海峡の制度、そういったものにつきましては大体方向が固まりつつあるわけでございまして、現在残されておる問題といたしまして、各国の管轄権に服さない、二百海里経済水域でもいわれる大陸棚でもない、その外側の公海の地下の、深海海底の鉱物資源をどういう制度のもとに開発していくかという問題が焦点になっておる。この問題につきまして開発途上国と先進諸国が激しく対立しているのが現状でございます。したがって、いま開かれております第七会期におきましては、まずこの問題を解決することに焦点が当てられておるわけでございまして、

見通してございませうけれども、現在第七会期が始まったばかりでございますので、確たる見通しをこの場で申し上げるわけにはいかないのですけれども、この深海海底の開発の問題というのは、非常に南北問題の絡んだ激しい対立が現在なお開発途上国と先進国の間で続いておる。昨年、夏、七月に出されました統合交渉草案をベースにいたしました。現在両者の間の妥協案の作成の交渉が進められております。今回、この問題につきまして、何らかの現実的な合意が達成されれば、さらにこれを正式な案文にいたしました。次の会期に引き継いでいくことになると思われ

しまして、基本的な問題だけをひとつ大臣から御答弁願つておきたいと思つておる。

先ほど米審議を進めてまいりましたように、これは五カ年間ということ、今日まで積荷保険についても試験実施をされてまいりました。国際的な漁業条件の変化と、これにたえ得る保険設計上の整備という立場から、さらに五カ年期間を延長しようということでありませうけれども、案外、試験実施五カ年間延長ということになりますと、五年もあるという安易な立場で試験実施の延長を受けてもらつては私は困ると思つておる。やはり関係漁業者からすれば、きのう本委員会において採決を行いましたように、農業災害補償法については、畑作物共済、園芸施設共済については試験実施から本格実施ということで、ちゃんと本格実施の法案にして審議をし、これを本委員会としても採決を行う、こういう模範にすべき事例が先行して行われておるわけでありまして、漁業情勢は国際的に大きく激動しているわけですから、今回の五カ年間の延長というのは、これは保険設計上認めざるを得ないという立場にわれわれも立ちますけれども、しかし、いままでの既存の試験実施による知見というのがあるわけでありませうし、それに新しい情勢に即応する保険設計上の基礎データの整備というのを急いで、この五カ年間の間には必ず本格実施に移すという姿勢をわれわれとしては強く望みたい。

同時に、大臣も御承知のように、この漁船積荷保険と、後からおくられて漁船船主責任保険が試験実施としてすべり出しておるわけでありませう。たまたま漁船積荷保険が先に実施をされ、それからおくれで漁船船主責任保険が試験実施に移される。それで、積荷保険の方はこれから五カ年の延長をしようとする。私は、漁船積荷保険についても、漁船船主責任保険についても、本格実施の場合には、できる限り同時にこの二つの問題が本格実施に移されるというところが望ましいというふうな思つておるわけでありまして、そういう意味からいいますと、このものだけの試験実施だけじゃ

なしに、同時に、後からおくられてすべり出しております漁船船主責任保険も含めた本格実施への準備というものを進めてまいらなければならぬというふうな思つておるわけでありませう。

したがって、安倍大臣の立場として、今回五カ年期間を延長するに当たつて、次は本格実施ということ前提にする毅然たるお考えの方と、同時にもう一つ、後から試験実施されておるものについても、可能な限りこれを含めて、同時に本格実施としてスタートしたいというふうな基本的な考え方について御答弁を願つておきたいと思つておるわけでございます。

○安倍国務大臣 漁船積荷保険につきましては、五年間これから試験期間を延長してまいらうというわけでございませうが、これについては、提案理由の説明の際にも申し上げましたし、いま御説明がございましたように、保険設計上の整備というものが必要であるということ、あるいはまた、二百海里をめぐる漁業関係が非常に激動して、この際実施に踏み出すということには問題がある、もつと見きわめなければならぬという立場で今回お願いをいたしましたわけでありませうが、漁船積荷保険と漁船船主責任保険、これはいま御質問にありませうように、大体軌を一にして実施すべきじゃないか、そうして五年間試験をした以上は、データ等も整備して、五年後にはちゃんと実施ができるようにしろ、こういう御意見でございますが、この漁船積荷保険と漁船船主責任保険の試験実施終了年次につきましては、御承知のように二年間のずれが生ずることになっておるわけでありませうが、両保険とも速やかに本格実施という方針のもとに、漁船に関する総合的な保険制度のあり方を早急に検討をいたしまして、基礎資料を整備されたものから順次本格実施に移行してまいりたいというふうな考えをしております。したがって、試験実施終了年次のずれをあらかじめ調整をしておく必要はないのではないかと、ずれがありませうけれども、整備され次第直ちに実施する、こういう基本的な態度、方針で進みたい、こういうのが政府の

考えてございます。
○角屋委員 これはいま安倍大臣から御答弁があつて、いまの時点で答弁をするのであればさういふふうにご答えておいた方が無難であるというふうにも私も思います。あるいはまた、実態としてさういふことになる可能性もあり得るというふうにも思います。

しかし、いずれにしても、漁船保険制度研究会というものが、四十七年五月四日の時点で関係者いろいろ議論をして、漁船積荷保険、これは試験実施をする必要がある、あるいは漁船船主責任保険、これは試験実施をする必要がある、いずれもなるべく早い機会に本格実施をする必要があるというのを、ある意味では農林省としては受けて試験実施がそれれ始まったという経緯があるわけですけれども、別にこれは、別々の時期に本格実施に根本的な正当な理由があるわけではないわけです。たまたま結果として時期的なずれができたというところでありますが、しかも、これは本格実施する場合には、大臣がおいでにならなくなつてからまた議論しなければならぬ問題になりますけれども、いわゆる保険があり、再保険があり、その再保険を、漁船保険について言えばこれは国が再保険をするという立場で本格実施が行われておりますが、積荷保険あるいは船主責任保険については、いまの段階で漁船保険中央会がとりあえずこれを本格実施の場合にはどこがこれを背負うのかという問題も、試験実施をしておる二つについては、そういう組織論、体系論という意味から十分やはりこれから検討していかなければならぬ問題である。全然別の問題ではないということもありまして、そういう点で、可能な限り本格実施のときに同時にスタートしたらどうだろうか、どうしてそれ以外はだめだという意味ではありませぬけれども、考え方としては、可能な限り同時にスタートしたらどうだろうかというものが、これからの保険の、実際に運営していく組織の体系論、制度論というふうな意味からも申し上げておるわけでありまして。

そこで、大臣にさらにお伺いをしたい点は、これは大臣が退席されましたも政務次官もおられるわけでありまして、前々から本格実施に向けて問題になっておられますが、共済の関係の三制度、三団体というものの統合とか一元化というふうな問題については、きょうも参考人の方々からも意見を聞こうというふうにも思つて御出席を願つておるわけでありまして、大臣として、余り断定的でなくて、あらましこういう考え方で考へておるといふ点があれば、お答えを願つておきたいというふうにも思つておるわけでございます。

○安倍國務大臣 いろいろ御意見があることは承知しておるわけでありまして、保険、共済の三制度、三団体の統合一元化につきましては、現在、保険共済団体が保険共済共同推進センターを設置いたしましたして、保険共済事務の共同化に関する試験事業を実施しておるわけでございます。この成果を待ちまして統合一元化に関する具体的な方策を検討することとしたし、いろいろな意見を拝聴して一元化に関する具体的な方策を検討することとしたし、こういうふうにも基本的な考へております。

○角屋委員 大臣、約一時間というところで、退席されて結構でございます。
そこでお伺いをしたいのは、漁船積荷保険が発足した五年前、昭和四十八年の段階と現在とでは国際漁業環境というのは大きく変化をしております。おるわけでありまして、積荷保険を実施していただく立場から見ると、対象であるとかあるいは漁業形態であるとかというふうなものはこの五年間のうちにどのように変化をしてきたのか、あるいは今後五年を試験実施の過程で展望します場合に、変化要因としてはどういふものが予測されるのかといった点からひとつ議論を始めていきたいというふうにも思つておるわけでございます。

○森(兼)政府委員 四十八年に漁船積荷保険を実施した時期と非常に大きく様相が変わつてきておりまして、先ほど先生の御指摘のとおり、海洋法

会議、あるいは二百海里時代というところで、いろいろ漁業をめぐる国際環境が変わつてきておるわけでございます。
そこで、漁船の積荷保険というのは、その性格上遠洋、沖合い漁業を中心に事業が行われているというところで、したがって、こういう漁業の性格上いろいろ影響を大きく受けておるわけで、減船あるいは漁場転換、あるいは二百海里でいろいろ規制をされて航海日数が非常にふえてくる、あるいは操業密度が非常に高まっていくというふうなことで、操業の形態の変化が余儀なくされておるわけでございます。一例を申し上げますと、カツオ・マグロ漁業につきましては、国際的な規制の考へ方についてはいろいろあるわけでございます。先ほど申しました南太平洋諸国では沿岸国が管轄権を行使するというのを強く主張しておりますが、カツオ・マグロの主要漁場でございますが、そういうところで、先ほどもお話が出ましたように、ニュージランドから一応退去を余儀なくされるというふうなことで、マグロのグループが漁場をいろいろ変えて操業しなければならぬというふうなことが出てきておるわけでありまして。このことは、ほかの遠洋底びき漁業その他この漁船積荷保険の対象にしておりますいろいろな漁種につきまして、それぞれにつきまして同様な事情があるわけでありまして、そういうものは一つ一つやはり新しい形態の中での保険の基礎資料を至急整備していく必要があるのではないかと、こういう観点に立つて今回の改正をお願いいたしての次第でございます。

願ひいたしての次第でございます。
○角屋委員 漁船積荷保険の試験実施をスタートさせた四十八年、それから五十年の十二の対象漁種についてのデータをそれぞれ持っておりますが、それで見ると、いわゆる母集団に当たるとは、四十八年のときは七千三百六十四隻、五十二年の段階で九千五百隻、約一万足らずが母集団ということに相なるかと思つておるわけですが、しかし、対象漁種についても、当初は十二漁種のうちで九つからスタートいたしましたして、五十一年

から北洋かご初め三つ対象漁種に加えるという経過が御承知のようにありますし、また、マグロはえなわを初め、対象漁種を見ましますと、いわゆるトン数について、マグロはえなわで言えば五十トン以上というのを二十トン以上ということにこれを引き下げるとか、あるいはまた、中小型サケ・マス流し網についても四十九年から対象漁船のトン数下限を五十トンからゼロトンに引き下げるとか、あるいはイカ釣りについても五十一年から対象漁船のトン数下限を五十トンから二十トンに引き下げるとか、いろいろ実態に即する対象漁種の拡大なりあるいはトン数の下限の引き下げなりが行われてまいりまして、その過程で、十二漁種については国際漁業の関係で減船がそれぞれ行われてきたりあるいは休漁が行われてきたりという厳しい情勢が資料の中にも明らかにされておるわけでありまして。そういう情勢の中で試験実施が行われてまいりたわけでございますけれども、積荷保険の試験実施のいままでの実施過程におきまして、いわゆる加入隻数というもののプログラムを立てなければならぬ、こういった加入隻数等のプログラムと実際の毎年度の実施をしてまいりました実績との対比等は一体どういふふうになっておるか、お話しを願ひたいというふうにも思つておるわけでありまして。

○森(兼)政府委員 四十八年から五十一年までの計画に對します加入実績は、隻数で二二％、契約金額で二二％、純保険料で一〇％というところで、いずれも計画を上回つておるわけでございます。
一方、保険設計の基礎となりまして損害率を年度別、漁業種別に見ましますと、北洋のはえなわ刺し網漁業につきましては五十年に三四％ということになっておりますが、他の年度はゼロというところで、振幅が非常に大きいです。この点、この点は、必ずしもこれにつきましても安定した制度となつておるわけではございません。安定的な制度となつておるわけでございます。
○角屋委員 細かい数字は、時間の関係もありまして、その程度で了承しておきます。

それから、損害率、危険率等についても若干触れられたわけですが、損害率について言えば、四十八年から五十一年までの数字上でいいますと三八・三%、危険率でもそれぞれデータが出ておるわけですが、同種類の民保との関係において——民間でも同種類のものを実施しておるわけですが、民保の実態はどういうふうなものであるか、関連してお答えを願っておきたいというふうに思います。

○森(整)政府委員 民保の方の漁獲物保険でございまして、この四十八年から五十一年の累計を見ますと、加入隻数で三千四百四十四隻ということ、大体マグロはえなわ漁船が圧倒的に多い。次いで、遠洋底びき網漁船が二百八十一隻というところで八%、申しおくれましたが、マグロはえなわ漁船は二千三百七十七隻、六九%ということになっております。保険料の収入と、いろいろございまして、損害率が八三%ということに相なっております。

○角屋委員 先ほど来聞いておりますように、漁船積荷保険の試験実施の加入のプログラム、実際の実績、それから、試験実施の過程におきます損害率、危険率、民保の同種類のものの損害率等についてお伺いをしてまいりましたが、いまお話しのように、これまでの積荷保険の試験実施では、損害率三八・三%、民保の場合は、ほぼ同じ期間中の損害率が八三%、この積荷保険の同じ期間中の危険率は〇・一五二ということに数字上なっておりますわけです。

申し上げるまでもなく、損害率そのものは支払い保険金を純保険料で割った数字であり、また、危険率は支払い保険金を契約金額で割った数字でありますけれども、これはやはり、さらに今後の試験実施データの整備によって、もう少し保険設計上の数字が固まってくると、より本格設計のための基礎データが整備するということになるように思います。これと関連をして、この試験実施過程におきます事故の発生態様というものが御承知のようにあるわけです。火災があったり、

あるいは機関故障があったり、冷凍機械装置の故障があったり、操船上の問題でも、沈没があり座礁があり衝突がありというふうなことで、漁船積荷保険の発動に連関する事故がいろいろ発生をしております。最大の限のように努力はしてまいらなければならぬことと、この試験実施過程におきます事故の発生態様について御説明を願いたいと思っております。

○森(整)政府委員 試験実施の四十八年の十月から五十二年の三月までに生じた事故の原因別の内訳を見ますと、衝突、座礁等の操船上の過失によるものが六四%、それから冷凍機械装置の故障によるものが一三%、漁船の火災によるもの及び機関故障によるものがそれぞれ四%、それ以外の原因によるものが一五%ということになっております。いずれも衝突、座礁等の操船上の、あるいは冷凍機の故障、そういうものが多いようにございます。

○角屋委員 事故発生の際の態様も関連して、この試験実施のときにもそうでありまして、いわゆる特約というのをやるわけですね。特約の契約の実態、これとの関連における事故発生の際の態様というものについても御説明を願っておきたいと思っております。

○森(整)政府委員 五十一年の引き受け実績で見ますと、冷凍機の事故が高いということで、冷凍特約というのをつけておりました。これが全体で引き受け千六百八十七件のうち、六百三十五件というところで、特約率というのは三七・六%ということに相なっております。

○角屋委員 数字はそれでいいのかな。別の数字を読んでおらぬかな。

○尾島説明員 昭和五十一年年度の漁船の積荷保険の引き受けの中で、総引き受け件数の中の冷凍機特約分の実績は、引き受け実績全体で千六百八十七件のうち、冷凍機特約件数が六百三十五件ございまして、その特約率は三七・六%ということに相なっております。

それで、これは冷凍機特約をつけることによりまして冷凍機の事故の際の損害をてん補するということと実施したおるわけでございますが、先ほど長官から御説明いたしましたように、冷凍機事故というものは、事故原因から見ますと第二の高率の事故原因になっているということとございまして。

○角屋委員 これから試験実施を引き続き五年やる場合に、やはり考えなければならぬ一つの問題は、とにかく母集団と加入の実績の隻数との関連問題というのがあるわけでありまして、五十二年で言えば、母集団として九千五百隻ということだと思っておりますが、実際の加入実績からいいますと、これは前からのものと言えば、四十八年当時八百三十二隻、四十九年が千四百六十三隻、五十年が千五百三十二隻、五十一年が千六百八十七隻と、加入隻数が逐年増加の傾向にありまして、そういう加入の隻数から得られるデータと、本格実施の場合の保険設計という点から見ますと、これからも加入隻数という問題についても、五年間の試験実施の経過を踏まえた配慮が当然考えられるのだからというふうに思いますが、その辺のところはどうか考えておられますか。

○森(整)政府委員 加入率と申しますか、加入実績が逐次毎年ふえてきておまして、結局母集団がふえてくるということは、保険の設計上当然歓迎すべきことであるので、積極的にこの加入実績をふやしていくということについて、今後新しい期間につきましても促進をしております。ということにしていきたいというふうに考えております。

○角屋委員 せっかくな漁漁連の中里専務理事、漁船保険中央会の矢野専務理事にも委員会の了承を得ておいて願っておりますので、大分お待ちをされたと思いますが、関係する部分について、それぞれ参考人から御意見を承りたいというふうに思っております。初めて参考人に出られた方もあらうと思っております。緊張感かと思いますが、フランク

な気持ちで、お尋ねの点について隔意ない御意見をひとつ出していただきたいというふうに要望しておきます。

そこで、先ほども、安倍大臣が退席される関係で、本来ならば、質問の順序からいけば順番にいかなければならぬところを、数点だけ先行させましたが、まず参考人にお伺いしたいということ、御出席を求めましたのは、一つは、本格実施をやっていくに当たって、当然これは前々から議論があり考えていかなければならぬ三制度、三団体の統合一元化問題というのがあります。

これは、参考人も御承知のように、昭和四十年代から、必ずしも声がなかったわけではなくて、国会の舞台でもそういう議論をしております。経緯を、私どもも直接取り上げた問題として承知をしておるわけでありまして、御案内のとおり、この漁業に関する災害補償制度検討会というのを委員十五人でつくりまして、ここで、池尻さんと呼びたかたのすけれども、池尻文二さんや中里久夫さんや矢野静男さんや、傍聴席に見えております全水共の専務理事西村清俊さんなども含めて、いろいろ検討されたわけですね。

そういうことで、三制度、三団体の統合一元化問題、余り責任ある立場だということで肩のこった御答弁ということに、フランクな立場でひとつお答えを願いたいと思っております。これらの問題に委員としても参加をされ、またそれぞれの所屬しておる団体の立場も踏まえながら、どういうふうにお考えになっておるか、漁漁連の中里専務、それから漁船保険中央会の矢野専務という順でお答えを願いたいというふうに思っております。

○中里参考人 中里でございます。いま、漁業におきましては三団体、三制度がございまして、それぞれ歴史的な発足をいたしました。充実成長しつつありますけれども、これはあくまでもその発生の由来が、歴史的な経緯を担ってそれぞれ機が熟して発足したということとございまして、発足当時それなりの物の考え方が十分

整理されて充足したというわけではございません。そのために、この三制度、三団体が、歴史的な経緯がございますけれども、発展、整備されていく過程におきまして、いろいろな問題点が出てきております。たとえば漁具あるいは積荷等につきまして、いろいろな重複、競合が出てきていることも事実でございます。

私といたしましては、それぞれ三制度、三団体が縦割りに漁民に保険、共済事業を推進しているわけでございますけれども、それはそれなりに歴史的な経緯があつて尊重すべきでございますけれども、他面、それを受けとめる漁業者側からいたしましては、それは全部漁民の経営なりあるいは暮らしの安定を目的としておるものでございまして、それぞれの保険、共済の目的は微妙に違つておりますけれども、掛金を負担する漁民のふところは一つでございます。そういう意味で、漁民とすれば、今後二百海里を踏まえまして、経営なり暮らしの問題につきまして非常に大きな不安を抱いている、漁民に対する保険、共済事業につきましても、高度な複雑な要望が出てまいつておること、これも事実でございます。

こういうような時代にかんがみまして、漁民からすれば、漁民に対する保険共済制度は、わかりやすくかつ総合的な整合性のあるものにしていただきたい、かつ、最も効率的な充実したものにしていただきたいということにつきましては、当然な要望でございます。こういうことを踏まえまして、私どもといたしましては、この三制度、三団体は、できるだけ早い機会にあらゆる技術的な困難を克服して統合した方がよろしいと思つております。

なお、あわせてこの三制度、三団体の統合の問題と関連いたしましたして、漁業協同組合とかかわりあいがございますけれども、漁業協同組合は、その歴史的な発展の経緯からいたしまして、この三制度、三団体と微妙なかわり合いを持っております。現時点ではこの三制度、三団体とは実にかかわり合いがそれぞれ微妙な差がございますし

て、ある場合には全く第三者的、ある場合にはあつせん的な業務、ある場合には主体的に取り組むというふうなかわり合いになっておりますが、私は漁業協同組合の本来の目的にかんがみまして、三制度、三団体の統合をお考えになる際には、これと漁業協同組合の本来の使命とにかんがみまして、漁業協同組合の役割につきましても一度再認識いただきまして、この制度的なかわり合いにつきまして、十分御検討願つて処理していただきたい、こういうふうな考えです。

○矢野参考人 漁船保険中央会の専務理事をやっております矢野でございます。

本日は、私ども再保険の試験実施を行つております漁船積荷保険臨時措置法の延長につきまして、貴重な御審議をいただきましてまことにありがとうございます。

さて、角屋先生からお尋ねの保険、共済一元化の問題でございます。保険、共済を一元化するということは、漁業者のより利便、より利益の増進を図り、もつて漁業経営の安定に大きく寄与するところ、に、保険、共済を一元化することの意味があるものと思つております。

そういうようなサイドに立ちますならば、私ども、これが災害に悩まされる漁業者の、それぞれの非常にまだまだ未熟な面も、いろいろばらばらでございますけれども、そういう前進なり充実につなげるという方向の一元化ならば、われわれは漁業者のために大いに賛意を表するものでございます。この一元化問題につきまして、とかく積極論、慎重論とかそういう見方があるようにございまして、私どもは、昭和十二年から始めまして四十一年になりました。その間、漁業者の利益の増進、保険の徹底という意味で、昭和二十七年に損害補償保険に組みかえられました。それ以来義務加入制度というものを軸にいたしまして、現在におきましては海面漁協の二千組合、海面漁協の大部分でございますが、この義務加入制度の開発、維持ということに全面協力をいたしております。したがしまして、漁船保険が今日何

がしかの漁業者からの信頼を勝ち得ているのは、こういう制度、系統の漁協の全面協力によるものだと思つて、われわれは系統の協力に對しては全面的に謝意を表している次第でございます。それで、保険、共済一元化の取り上げ方でございますけれども、先ほど申し上げましたように、本当にこれにかかわる漁業者の利益につながるような方策ありやなしや、その方策いかんという点につきましては、先ほど中里専務からもお話がありましたように、歴史的な違い、仕組みの違い、それからこの三制度に対する国の関与の違い、それから制度の普及度の違い、それから漁協を軸にしての一元化方式が、一部には出ておりますけれども、果たして漁協を元請組合といたしまして巻き込みましてやりました場合に、漁協自体の現状は非常に格差がございます。漁協の中にも、職員数などから見ても、規模あるいは取り扱ひ量から見ますと、大変な格差がございます。したがしまして、いま一部言われるような漁協を元請にするというところは、制度といたしまして、その中に一部分たえる組合があるかと思つて、その中に大部分につきましては重荷になる。それから保険の面から見まして、保険の健全な発展を図るためには、元請段階におきまして相当の危険分散が図られる必要がございますが、これがそういうことになりまして、危険分散の細分化にはしないか。それから非常に特殊な専門的な技術、いろいろな問題がございまして、事務的に漁協で、いまオー

ル漁協を対象にいたして物を考える場合に、それがこなせるのかどうか等々、受け入れられる対象とされる漁協のサイドにおいても非常に問題を含んでおるとわれわれは考へておるものでござい

ます。

したがしまして、私どもといたしましては、災害に悩まされる関係漁業者のために改革、前進ということについては、全面的に賛意を表するものでございますが、いま申しましたような問題も含めまして、慎重かつ真剣にこれからこの一元化問題に取り組んでまいりたいというように考へ

ておりますので、よろしく御指導、御支援をお願いしたいと思います。

○角屋委員 いま中里さん、矢野さんからそれぞれ意見の開陳がございました。ありがとうございます。

まさにいま御意見の点が、漁業に関する災害補償制度検討会の中間報告ということで、五十一年の十月六日に、御両名とも入つておられる検討会の中で、この答へを中間報告として出されております。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕これは御案内のとおり、その中では、「三制度三団体の統合一元化問題については、将来的な方向であるとしつとも積極論と慎重論が並行し、両論が十分かみ合わない状態で推移したが、何れにせよ末端の漁業者及び漁協担当者のために事務運営面の改善、合理化を図つて行く必要性については意見の一致をみたので、その具体策として別紙内容の「都道府県保険共済共同推進センター」の設置を提案するものである。」とありますが、先ほど一元化問題で大臣が御答弁になつた中に、都道府県保険共済共同推進センター、こういうものの推移を見ながらという趣旨のお話があつたと思つたのでありますが、これは全国で五県で実施をされ、検討会としても、今後の運営については同センターが行う試験事業の成果を待つて対処したいというふうな言つておるわけでありまして、いま御両名の御答弁の、いずれが積極的であり、いずれが慎重論であるかというふうな点について、私からは触れませんが、公平の原則からというところで言えば、全水共のここに傍聴でお見えになっておられます西村専務理事にも御出席を願わなければならなかつたわけですし、きょう出張で御出席になれなかつたわけですが、全漁連の池尻専務にも御出席を願つて、いま元請問題で矢野さんが触れられた漁業団体という、一部に意見があると言われたそういう問題も、それぞれの立場から御意見をいただくのが、やはり今後どう

いうふうにするかという意味からの公平の原則だ

と思うのですけれども、本来参考人は、委員の質問の際に参考人というのとは異例でありまして、私もそういう立場から御遠慮申し上げて、最小限のところという気持ちで二人に限ったわけであります。関係者の団体もあることは百も承知の上であること、要請をいたしました私の立場から申し上げておきたいと思うわけでございます。審議は前後することになることを御了承願って、せっかく参考人に来ていただいたいておりますので、矢野参考人に引き続き……。

漁船積荷保険、漁船船主責任保険を、いま試験実施の再保険を受け持ってやっていたらいいわけですが、本格実施の場合には、漁船保険は国が再保険をやっておる。試験実施ではこの二つの保険については漁船保険中央会でお願いをしている。本格実施の場合、三制度、三団体の統合問題もありまされども、そういうことは一応そっと置いて、この二つの保険については漁船保険中央会でやれと言われれば、できると考えておられるのか。いや、試験実施は言われてやられたけれども、本来、本格実施の場合にはこういうふうな形でやるべきものであるというふうにご考慮しておられるか。その辺のところをひとつ矢野さんの立場でお答えを願いたいと思うわけでございます。さらに中里さんには、漁船積荷保険の今後の試験実施につきまして、対象漁種の拡大であるとか、あるいはトン数の引き下げであるとか、あるいはこれから本格実施に向けて漁船積荷保険が実施される場合には、十分、漁業共済との振り分けといいますが、調整といいますが、そういうことは現実にはやはり考えていかなければならぬ問題でございませう。そういう立場から、先ほどもちょっと抽象的に触れられましたけれども、具体的にこの漁船積荷保険と漁獲共済をやっておられる漁業連との振り分け問題について、中里さんの方から、矢野さんに引き続いて御意見を承りたいと思うわけでございませう。

以上でございます。○中里参考人 積荷保険の試験実施に関連いたしまして、漁業共済、なにか漁獲共済との関係の積荷保険の試験実施が発足するに当たりましてこの問題を詰めた際に、この問題はやはり根本的には問題がある、これは調整されなければいけませんというところでございませう。しかしながら、この積荷保険は試験実施でもあるし、特に試験実施開始時の考え方として、沖合い、遠洋漁船、たとえば五十トン以上の船について実施するということでは、まあ漁民のためになることであるというところで割り切った経緯がございませう。それ以来、先ほど角屋先生のお話にもございましたように、試験実施の過程におきまして対象漁種が拡大してまいりました、トン数も引き下がってまいりました、漁業共済との、なにか漁獲共済との振り分けの問題につきましては、実は最近現実的な問題が出てまいりまして、それは特に北海道の小型サケ、マス漁業者につきましては、漁獲共済にも入る、あるいは積荷にも入るというふうなケースが、数少ないのでもございますがそういう例が見つかってまいりまして、漁業者といいたしましては、両方の制度に少なからざる掛金を負担するというところでございませう。両制度は言うまでもなく等しく国の管理監督する制度でございまして、かつ相当程度の国費を使っております。こういうことを考えまして調整されたいという、そういう部分があるというところは、実は私は問題であると思っております。しかしながら、当面これは試験実施でございませうので、本格実施に移るまでの間に十分漁民の立場から配慮なさいまして、きっぱりとこの制度を、二つのかかわり合いを調整する必要があるということを私どもは痛感しております。

○角屋委員 せっかくお二方の参考人に来ていただいたのですが、お二方とそれぞれ質疑をやっておりますと、持ち時間の関係で、あとそれぞれ政府側にも聞かなければなりませんので、この程度で二人の御参考人についての私の質問は終わらせていただきますが、ありがたうございました。そこで、今度は政府側にお尋ねをいたすわけでございませうが、先ほども大臣御出席の際に、漁船積荷保険と漁船船主責任保険との試験実施の終了年次のずれはありますけれども、それはやはり調整をしながら、本格実施は、私の気持ちとすれば、双方関連させながらできれば同時スタートということをおすべきものだと考えておられるわけでありませう。また、両参考人からそれぞれ御意見が出ましたけれども、三制度、三団体の統合一元化問題については、これはいろいろいまお話が出ましたように、積極的な立場あるいは慎重論的な立場それぞれありますけれども、方向から言えば、統合一元化ということをお前提にして、政府としてもこれから検討の上で立って準備を進めなければならぬというふうにご自身は考えておられるわけでありませう。

○矢野参考人 先生のお尋ねの漁船積荷保険それから漁船船主責任保険でございますが、積荷保険につきましてはほぼ五年間の実績を経ようとしております。船主責任保険につきましては、年度にしまして二年度、年数にしまして一年半、二サイクルを経験したということでございます。積荷保険につきましては、民保が中、大型船に對しましてもう先駆的にかなり前からやっておりますので、そのデータとかやり方とかということで相当な予備知識はあったわけでございませうが、実施いたしまして、まあ民保との競合関係で始まったわけでございませうが、実は積荷保険は当時の民保の料率の半分くらいの料率でやる、それから民保は選択加入的な取り扱ひでございませうが、漁船積荷保険は対象漁船、資格船は無差別にどの船でもはいれるというふうな試みをやりましたので、試験実施の一、二年というものは、その帰趨を実は担当者といましていろいろ気遣いをしていただいておりますが、ラッキーな面もございまして、いままでの段階では非常に順調に生育してまいっておりますと思っております。ただ、これからの二百海里という新しい情勢の中でどういうふうな育っていくか、片や民保につきましては、かなり高い損害率というところで経営的に大分困窮しているようにございませうが、そういう他の積荷保険の情勢等も今後勘案に入れます、慎重に今後の試験実施を続けていきたいと思います、いままでの私の経験、それから私の希望といしましては、ここまで順調に育ってございませうので、できることならば、担当者といまして本格実施の際には中央会でやらしていただければと、船主責任保険につきましても同様の希望を持っておりませうけれども、これは船体保険、国の再保険とのかかわり合い、それから中央会再保険というフォームと国の再保険というフォーム、二つあるわけでございますが、これに對して元請組合五十三組でございますが、これがどういう対応を示すか、こちら内部のコンセンサスも得ながら、いずれの方向かに決めていただければ、個人といたしましては中央会にやらしていただければ幸いだと思いますように考えております。

船保険中央会が再保険者という形で現在まで推移しているわけでありませう。

しかし、今回の改正というのは、試験実施期間を諸般の情勢によってさらに五年間延長したいという結論的なことではあります。そうした内容というものは、最近の各国の二百海里漁業水域設定によって新たな海洋秩序の形成が急激に進んできているし、漁船の積荷保険の対象とする大部分が遠洋、沖合い漁業において行われておりますし、減船、漁場の転換あるいは航海日数の変化などによって、操業形態に大きな変動を来していることなどから、こうした一連の積荷保険事故の発生度合い、態様が変化するという予想のもとで、いま直ちに本格実施に移すというわけにはいかないという、情勢の変化、弾力的な対処という面でのこの改正の趣旨がなされているわけでありませう。

そこで、この情勢の変化、すなわち二百海里時代の新しい海洋秩序のあり方と展望について、漁船積荷保険にかかわる問題として、政府の見解を以下に述べてみたいと思っております。

大臣が二時からいらっしゃるそうでありますから、大臣の基本的なお答えをいたさなければならぬ部分もござりますので、またその際に申し上げて重複する面があるかもしれませんが、一心申し上げてみたいと思っております。

基本的な問題として、最近、沖合い、遠洋漁業に対する操業規制が非常に厳しくなつてきています。水産政策の上では漁業外交の上においても当面の重要な課題として政府も受けとめておられると思ひます。漁獲量、入漁料、減船、漁場の転換、操業海域の縮小、あるいは漁場を求めて操業日数の長期化など、今日の操業形態によって、今回のような漁船積荷保険などの保険設計にかかわる問題として、いままでの損害率やあるいは危険率の基礎データ、そうしたものについて、すべて今日次元における大きな形態の変化、そうしたことについては、新しい海洋秩序の方式を将来展望として、あるいは漁業の再編成という問題も出てくる今日であります。そういうことについて、

て、政府は実態的にどうとらえ、どのように考えておられるか、また今後の対策として、基本的な姿勢、展望等について、ぜひこの際、明確にお聞かせをいただきたいと思ひます。

○今井政府委員 先生お説のとおり、最近の二百海里水域の設定という海洋新秩序の形成によりまして、わが国が非常に影響を受けておりますことはそのとおりでございます。

そこでわが国としては、これに対応するため、これらの関係国と粘り強い交渉を行ひまして、長年にわたりましてわが国の漁民が獲得してまいりました、その沖合いあるいは遠洋漁業の操業というものを可能な限り維持することに努めることは当然でございますが、これと同時に、やはり国際協力を含めた漁業外交を積極的に展開をいたしまして、新漁場の開発ということに取り組みまして、少しでもいままでの実績を減少することを防いでいこうということをやまず第一義的に考えております。

第二義的には、国民の貴重なたん白資源でございますから、これの著しい減少ということにつきましましては大変な問題になりますので、そこで、わが国の周辺水域の積極的な活用を図ることという観点で、いわゆる沿岸漁場の造成あるいは増養殖の拡充ということ、自分の手でできる、自分の国の主権の及ぶ範囲内ということ、とれる魚は積極的にふやしてとらうじやないかということ、あわせ行ひまして、水産物の供給をひとつ安定的に図つていこうじやないかということが基本的な対策でございます。それに伴ひます具体的な諸方策につきましましては、水産庁長官の方からまた追つて補足の答弁をさせたいと思ひます。

○新盛委員 いま次官の方からお答えいただいたんですが、基本的な考え方として、政府は、今日までの新しい海洋秩序の中における漁獲量の減少や減船、あるいはそれぞれ二百海里における入漁料の問題等も具体的な問題として出ているわけでありませう、そういう関係についても、今日まですべてが後手後手になっていたじやないかという

のは、一昨年来われわれが指摘をしていることであります。

そういう面での国際協力ということから見て、日本の漁業外交というのは非常に脆弱じやないか。もつとびしつとしたものがなければならぬはずのものなんです、行き当たりばったりでも、もうすでに日ソ漁業交渉も大詰めに来ているのであります、けさほどの角屋議員の質問等にございましたように、今日の日本の漁業が立たされて立っている立場、そうしてまた、これからのように、漁民を納得させる、漁業者を納得させることのできる外交手段なりあるいは漁業の再編成というようなことについて、お考えになつておられるのか、という基本的な問題を聞いておられるわけですが、漁獲量や入漁料、減船という、もう差し迫つた問題、あるいは漁場の確保を図るためにどうしなければならぬかという沿岸水域における、そうした新しい形態の中で、遠洋から沖合いに、沖合いから沿岸にというUターン現象を起こしつつある中における日本の水産政策は、またこれとも絡みついておられるわけでありませう、実効が上がる、この現実をどうとらえておられるのか、そのことをお聞きしているわけでありませう。

○森(整)政府委員 先ほど政務次官からお答えをいたしましたとおりでございます、二百海里の時代に入りましてからも、それぞれの地域地域によりましていろいろ実情が異なつております。したがいまして、漁場の確保をいたすにいたしましたも、それぞれの個々の国々との話し合ひを通じまして、いろいろな事を処理していかなければならぬという、いろいろな事を強いられておられるわけでございます。

水産庁でも一度に三チーム、四チーム海外に人を出しまして交渉をしておる。現在もペプア・ニューギニアで交渉が行われております。そういう形でございまして、まあこれは一つ一つ粘り強く精神的に解決していくはかないわけでございますが、そのほかにも、結局、側面から入漁交渉に当たりまして、いろいろな海外の経済協力の事業団

あるいは財団、それぞれを通じて漁業協力の援助もする、そういうことも絡み合わせながらいろいろ話を進めておるわけでございます。

先ほど政務次官が申し上げましたのは、結局、沿岸漁業を振興するということももう一回見直すというところで、これも相当な経費を今後、沿岸事業なり漁港なり構造改善事業なり、そういうものを通じてやつていこうわけでございます、また、増養殖あるいはそういう漁場を新しくつくつていくということも、時間がかかることではございませうけれども、外で失われるものの中で取り返すという考え方、ともかく一千万トンの漁獲量はあくまでも維持していかうという考え方、水産庁としては臨んでまいりたいというふうに思つておるわけでございます。

○新盛委員 それでは具体的に聞いておきますが、日ソ漁業交渉の将来の展望、そしてまた、尖閣列島海域周辺の現状認識については、もう外務委員会その他あらゆるところで取り上げられておりますし、南太平洋フォーラム諸国の動向についてもいろいろ議論もございませう。

そういう中で、具体的にお聞きしておきますが、今回の日ソ漁業交渉では、昨年の、あの八万吨の実績を誇つておつたわが国が、交渉の結果二・三割減らされて六万二千トンになつたのです。そのときに独航船二千三百七隻のうち二四％が減船になりました、結果的には五百五十一隻、十隻の母船のうち四隻も減らされました。この減船になつた船の補償、そしてまた減船しなかつた船などの共補償を含めまして、これは総額、政府が交付した金として三百八十七億というふうに出ております。今回その六万二千トンがさらに三〇％漁獲量割りが減つて四万二千五百トンになつておる。これによつてサケ・マス漁業の独航船二百四十五隻、中型流し網漁船二百九十八隻、小型流し網漁船八百三十二隻、計千七百六十六隻、これが三〇％から四〇％減船になるとすれば、政府の補償額もさらに計上されざるを得ませぬ。試算をして五百億から八百億のいわゆる政府出資とい

うことになるわけでありませぬ。

こうしたことに對する、滅船の具体的な規模をどういふに把握しておられるのか、あるいは操業別の割合はどうなっているのか、そして政府が交付しなければならぬこれらの資金はどのようにならなければならないのか。それこそ業界においては滅船対策がもうい頭の痛いことであります。そして、北洋漁業はこうした大打撃を受ける反面、南の方の太平洋フオーラム諸国を中心とする、南九州すなわちカツオ・マグロの漁業を主力にしている基地も、当然その影響を多大に受ける結果になります。いま、こうした補償の具体的な問題については、これはまた政府が考へておられることでもありましようし、けさはどの角屋議員の質問の中でも、ただ単に補償さえすればいいというふうなお答えを耳にしますと、まことにそれぞらしい。それも、一生懸命中川農林大臣がおやりになつて少しは、目減りするものが逆に千五百トンぐらゐは何とかなつたんだ、そういうふうな効果を上げようとする、そういうものじゃないと思ふのです。現実減らされているという最近の事情について、もっと認識を新たにして政府は取り組んでもらわなければ困る。そのことをどういふに政府として、これから先、展望としてお持ちになつておられるのか、お聞かせをいただきたいのです。

○今井政府委員 先ほど大臣から御答弁を申し上げましたとおり、今回の日ソ漁業交渉につきましては、当初沖取りをいけないというのが、わが国の粘り強い交渉で一転をいたしまして、最終的には、先生お説のとおり四万二千五百トンというところで妥結のやむなきに至つたということでございます。しかしながら、まだ今朝、続きまして最も大事であります漁区の問題につきましては、さらに最終の詰めといましようか、中川大臣が航行をしておられまして、それによつてわが国の漁船の打撃を少しでも少なくしようという努力を最後までやっておられるわけでございます。

いづれにいたしましても、今回のこの数字に對

しまして、漁船の滅船というものが具体的な問題となつてくることは、これは否めないことであらうと存じます。その細部等々につきましては、いづれ大臣が帰りましたから、精力的にひとつ各界とお話し合いをして、御了解を得るよう努力をいたさねばなりません。御了解を得るよう努力をいたさねばなりません。去年のことと続きましてさらにまたことしこれをやらねばならないという大変な苦境にあるわけでございます。関係漁民の皆様方の受けられます苦痛というものがひしひしとわかるわけでございます。そのあたりにつきましては、ひとつ今後十分、過去の実績等もございまして、誠意を尽くしまして皆様方との交渉に当たりたい、このように存じております。

○新盛委員 同じところにとどまつておられるわけにもまいりませんから、これは端的にお答えいただきますが、偶発的な事故、中国側がそう言つているのでしようが、尖閣列島の海域周辺の現状認識の中で、領海十二海里とわが国が設定をしている尖閣列島、この中における漁場、すなわちいま中国船がたむろしているわけでありませぬが、そうしたいわゆる漁業の実態についてどういふように把握しておられるのか。

二つは、韓国が四月三十日に領海十二海里を實施するすので新聞発表もなされております。これによつて日本の漁業にどういふ影響が起るのか起らないのか。この二つについて明確にしたいだきたいと思ひます。

○田島説明員 お答えいたします。

現在の尖閣諸島周辺海域の状況は、昨十八日……

○新盛委員 その経過はいいから、現実の漁場はどうなるのか、そういう答えをひとつお願いいたします。

○田島説明員 私どもは、わが国の漁業の実態につきましても正確に把握いたしております。

○新盛委員 韓国の十二海里はどうなんでしょうか。

領海十二海里については、外務省は知っているのですか。

○田島説明員 私、中国課長でございますが、私は存じておりませぬので、恐縮ですが、いまこの場ではお答えできません。

○森(整)政府委員 尖閣諸島は、水深大体二百メートルの大陸棚の外縁付近というところに位置しております。この諸島の付近はよい漁場を形成している。そこで、わが国の大中小型網漁業、それから以西底びきの漁業、それから小型漁船による釣りはえなわ漁業が行われておりました。十二海里というより大体二百海里の区域の中でございませぬが、五十一年では、アジ、サバ等、推定で約八万トンの漁獲を上げております。このほか、台湾の漁船の操業がたまたまよくあつたので、中国漁船の操業というのは初めてであるといふふうな認識をいたしております。

今後、今回のような問題が起きて、私どもも直ちに水産庁の監視船を派遣いたしました。中国漁船との紛争を避けるという意味で、現在この海域におきましていろいろ警戒に当たつておるといふわけでございます。

○新盛委員 この水域の、尖閣列島の十二海里、いわゆる領海ですが、広域水域という形の漁場としては確保されている、あるいは韓国の領海十二海里が設定をされて、その中におけるこれからの漁業交渉は、これは北鮮の関係もございませぬが、そうした関係においては、日本の漁業水域とは何ら関係ないということをおっしゃつておられるわけですか。

○森(整)政府委員 先ほど、もう一つ御答弁を忘れましたけれども、韓国の領海十二海里を引くという問題につきましては、大体いままでの韓国の漁業専管水域というのがございませぬが、これが大体十二海里でございます。今後の領海の引き方いかんにもよるわけでございますが、ただいままで私どもが承知しております、韓国がもし十二海里を引いた場合には、従来の漁業専管水域のラインで大體おさまつていくのではないかと、若干出入りはあるようでございますけれども、そういうふうな認識をいたしまして、その問題につきましても、

は、わが国と直接大きな変化があるというふうには認識しておりませぬ。

○新盛委員 じゃ、それは確認しておきます。そこで、南太平洋フオーラム諸国の動向について、政府は先ほどその認識を持つておられるというふうにおっしゃいました。また、これらの諸国問題の規制、すなわち入漁料の問題等についていましきりと交渉が行われているわけでありませぬ。オランダ、ギルバート、フェニックス、ラインズという四島からギルバートは構成されているといふふうな言われておりますが、それに、パプア・ニューギニアの交渉も、あるいはまた、四月一日からそれぞれ二百海里の漁業水域を設ける各々々の間における交渉が行われているわけでありませぬが、一例をとると、ギルバートの場合はいま入漁料の問題で、当初カツオ釣り五十万円、あるいはマグロはえなわ六十万円、年間一万吨まではそれで漁獲量を一応何とか、あるいはその後さらに量が増えれば追加をするとか、こういうことで南九州の皆さんは非常に不安を持つておられるわけでありませぬ。こういう交渉がなかなか思うとおりにいかないし、また現実の問題として、もう少しこうした交渉を積極的に政府はおやりにならなければ、これからのカツオ・マグロの漁業に対して重大なる影響がある。これまで打つた手は何であつたのか、そしてまたこれからどうするか。カツオ・マグロの入漁料についての交渉経過があると思ひますが、どうなつておられるのかを明らかにしたいだきたい。

パプアの場合でも、四月一日から二百海里宣言、日本の漁船は今月いっぱい全部締め出し、こういう強い姿勢も何われています。今月いっぱい猶予を持つておられるのです。こういう中で、先月中川農林大臣に、いろいろやりとりをしております。入漁料というのは経営体の中で漁業者が当然考えなければならぬ問題もあるけれども、どうもこの辺があいまいなんです。入漁料は国が補償するのかもしれないのか、端的な話ですけれども、これを明確にしたいだきたいと思ひます。

す。交渉のいろいろなやりとり等によってあるいは漁業外交等によって確立されるものがあると思ひますが、ちょうど大臣がお見えのようでありまして、これは大臣からもお答えをいただきたいと思ひます。

○森(整)政府委員 南太平洋フォーラム諸国のお話が出ましたから、これから先に申し上げますが、これはカツオ・マグロの漁場というところで政府間で交渉を行つておるわけでございます。この国々は発展途上国が多ございまして、御指摘のようにマグロ・カツオ以外に資源がないというところから、入漁交渉に当たりましては相当高額の入漁料を要求している経過があります。ただ、それは申ししても、パプア・ニューギニアとの話を例にとりまして、要するに漁場は一括して日本に提供してよろしい、そのかわりに入域料または入漁料、これが百万キナと言つていゝのですが、三億二千万円ぐらいになりますか、要するにそれをまとめて提供してほしい。一隻一隻から取るというやり方もある。一々船倉をあけて、二百海里から出入りするときに漁獲量を勘定して、それに対して幾ら、こういう入漁料を取るやり方もある。ただ、これにつきましては先生御承知のよう、カツオ・マグロは船倉をあけると品物が傷むという問題もありまして、それは困る。じや、まとめてだれか払え、こういう話になっておりました、その辺が交渉の問題として非常にむずかしいことになっておりますが、ただいまの見通しでは近く私どもは妥結できるのではないかと思つております。

それからギルバートのお話も出ましたけれども、これも一時交渉をやりまして、ただいま中断をいたしましたのでありますが、四月中旬にもう一回交渉を再開したというところで、これにつきましても積極的に妥結できるような方向でいろいろ考へてまいりたいと思つておるわけでございします。

そこで、そういうものにつきまして入漁料の助成のようなものがあるという御質問につきま

ては、私どもは直接そういうものに助成することについては消極的に考へております。ただ、そういう国々の沿岸漁業、向こう様の漁業を振興していくあるいは開発していくための漁業協力、あるいは漁船の提供、施設の提供、あるいはその資金援助、そういうようなことにつきましては積極的に考へてまいりたいと思つておるわけで、そういうものと一緒にして全体のバランスをとるといふことが一つの考へ方ではなからうか。

それから、かつてアメリカに対して入漁料にアメリカの二百海里が最初に引かれまして、次に、漁業者の負担軽減という趣旨から、大日本水産会に基金を設けて一種の利子補給を暫定的にやつた例はございます。いま南太平洋のよう

なところで言つておられます問題が——ただいまは暫定協定でございしますが、恒久的な協定を来年からやらなければいかぬ。そういう場合に、漁場を一括提供してくれるかわりに反対給付として入漁料を一括払わなければいけない、こういうケースは初めてでございしますので、これにつきましては、来年度の施策として何か知恵があればいろいろ考へてみたいというふうには思つておるわけでございします。とりあえずの交渉につきましては、何らかの形でつないでいくという考へ方でいきたいと思います。

○新盛委員 大臣、いまお答えいただいたのですが、経過はよくわかりました。それで、技術援助とか新漁場をつくる場合、あるいは二百海里内に入つて入漁して魚をとる場合の入漁料というものは、あるいは燃料代のことまで含めて漁業者の方では何とか国に補償してもらわなければ、もう大変なことになってくる。すでに、カツオの例をとりましても、いまのように輸出がかん詰めとかその他規制を受けている際に、日艦連が買い支えましても、二・五キロから四・五キロ級のカツオでも、一キロ当たり二百三十七円だったのが、先月来急激に二百十円、この値下がりによって、放出されたことによつて大変なことになっておるわけ

です。そうなつてくると、一航海二千万円も金を使つて帰つてきたところが、逆に何千万という赤字を出してしまつたというのでは、もう仕事する気にもならないというのではあつてまいりませう。いわゆる入漁料とか燃料代とかあれもこれもありますが、当面は、二百海里時代における外交政策の面で、入漁料というものは当然政府が補償しなければならぬ、そういうことを明確にしてもらわなければ困ると言つておるわけですから、そのことについて大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○安倍国務大臣 入漁料につきましては、二百海里を迎えて深刻な漁業情勢の中で、漁業者の皆さん方から、入漁料は国が負担すべきであるという声が強まっておりますが、私もよく承知をいたしておるわけでありますが、政府としましては、入漁料は経費の一部として漁業者が本来的に負担をしておるべきであらうと思ひます。経営者の経営努力

あるに経営合理化等によつてカバーしていただく筋合いのものである、こういうふうには考へておられます。しかし、いま水産庁長官が申し上げましたように、一時的に入漁料が漁業者にとつと降りかかってくる、こういう情勢の中においては、利子補給というふうな形で政府も一部の負担をいたしておるわけでございしますが、これは今後とも二百海里がどんどん進んでいけばいくほど、入漁料の負担も漁業者には重くなつてくるわけでございします。政府は、この入漁料が相手の沿岸国によって極端に高くなつて、日本の漁業者の負担が耐えられないというところにかないよう、外交活動等を通じまして、いわゆる水産外交を通じて、相手の沿岸国の漁場の開発であるとか、あるいは漁港の整備であるとかいろいろの対しては、国の経済協力ということで相手国との円満な適正な入漁料が決まるように努力を続けていくわけでございします。この入漁料の問題は、漁業者にとりましては今後も非常に頭の痛い、重苦しい問題ではありますけれども、政府としてはできるだけの御協力は申し上げたい。ただ、先ほどから申し上げましたように、本来的には漁業者が経費の一

部として負担をしていただかなければならない、そういう筋合いのものではないだろうか、こういうふうにお考えを願ひます。

○新盛委員 時間がありませんから、議論はまた次回したいと思います。

そこで、漁船保険制度の確立、本来これは国の重要な水産行政の課題でもありますから、私どもも、この漁船積荷の臨時措置法に基づいて漁船保険制度をどうするかという面では、積極的にその内容を充実していきたいと思つておるわけであります。

そこで、再保険者となつておる政府、あるいは漁船保険組合や中央会が本事業をやつておるわけでありますが、赤字を計上するといふ事態、そうなつておるかどうか、これはお知らせをいただきたいと思ひますが、本来の漁船保険事業が赤字になつてきた場合に、当然支障が起るわけであります。四十八年の十月からこの試験的な実施の中で、今日の二百海里時代における問題としてこうして継続をされるということでありまして、本来ならば本格実施を早急に行ななければならぬ問題でもあります。そうした面についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

それと、漁船保険中央会が再保険の支払いに不足を生じた事例がこれまであつたかということについて、これはなければいけないのですが、そのことによつてこれからの波及的な問題が出てまいりますので、お答えをいただきたいと思ひます。

これは原則的には国が再保険をするものでありますから、このような場合に、国が予算上国庫債務負担行為を行うということ、これはもうどうしても再保険の立場から見れば当然のことだと思ひますが、再確認の意味でお答えをいただきたいと思ひます。

以上、三つ続けてでございますが、お答えをいただきます。

○森(整)政府委員 漁船の積荷保険の収支状況でございますが、いままでのところ大多数の保険組

合はまず赤字ということになっております。

それから、赤字が出た場合というところでござい
ますが、漁船保険中央会でそういう、もし赤字が
出た場合の処理につきましては、逆に言えば、予
測を上回る保険事故が発生して支払い資金に不
足を来すということになるわけですが、そういう
事態はまだ出ておりませんが、保険設計上は、再
保険金の支払い不足に備えまして、再保険の保険
料収入額と同額のもの限度をいたしまして、国
庫債務負担行為ということで、再保険の支払い資
金を補助するという形になっております。した
が、一応総代会の議決でそういう組合員のため
に行うものでございまして、またそういう組合の
負担において処理するという責任ある事業の運営
でございまして、十年の試験実施を通じて見る
場合には、著しい赤字というものは生ずること
はないだろうというふうに考えております。また、
もし赤字になりましたらどうしても動きがつかない
ということになりますれば、そういう事態が出現
すれば、それにつきましてまた考えてまいりたい
というふうに思います。

○新盛委員 次に、保険設計についてお伺いして
おきますが、保険設計を立てる展望として、五カ
年間の試験実施期間がありましたし、損害率や危
険率等の基礎データをこれまで見てこられたわけ
であります。四十八年十月以降五カ年間のこの
実施の中で、将来の保険設計の展望というものを
当然持たなければ、本格実施という段階で大変な
ことになるわけですが、そうしたことの観点に立っ
て、漁船保険事業の体系に関して考え方、これは
統一、統合しようじゃないかという問題もござい
ます。その中で、とりわけこの加入率の問題であ
ります。保険の引き受けの全漁業種類の加入率は
一体どうなっているか、また漁業種類別に加入率
が高い順位を持っているわけですが、その

高い順位から、お調べになっておたらぜひひとつ
お聞かせをいただきたいと思ひます。

これは言うまでもなく、漁業というのは自然現
象の影響を強く受けているわけでございますし、
その第一次産業という立場から、漁獲自体は魚を
とる場合の海況の変化というのに左右されるのは
当然であります。そういう不安定な中で、生産
手段である漁船や漁具あるいは漁獲物等の積荷
を、常に洋上では危険にさらされているから保険
をつくらうということになっているわけですが、そ
ういう認識からいいますと、経営のリスクから考
えても、保険制度をつくり上げていくことは経営
の安定に資するという面でも私も位置づけ
ております。今回この加入率が、本日は私も調
べたところでは非常に低いと思つて居るのです。
この行政指導等について欠落しているところがあ
るのではないだろうか。また業界の相互扶助の共
済その他等がありますが、そういう全体的な支出
の面においてどういふふうな指導をされている
のか、したがってこの加入率は一体どうなってい
るのか、そして加入率の高い漁種は何か、こういう
ことについて見解をお聞きしたいと思ひます。

○森登政府委員 最初の方の、今後の保険設計
上いろいろ問題になる過去の損害率なり危険率は
どうかということでございますが、四十八年十月
から五十二年三月までの損害率が平均では三八
%、これを年次別で見ますと、損害率の高いもの
では四十八年度のマグロはえなわの一四五%、五
十年度の北洋はえなわ刺し網の三四%、それか
ら沖合い底びき網の二〇%、イカ釣りの一六%
%というものがございまして、それからまた、損害
率の低いものでは四十八年の北洋はえなわ、大中
型まき網等の損害率が〇%というところで、ばらつ
きが非常に大きい。危険率につきましても、同じ
期間中の平均では〇・一五%、これは保険料の基
礎になるわけでございますが、そういう結果で、
比較的低い結果になっておりますが、損害率の
高低の著しさに反映をいたしまして危険率も高く
なっているということ、相当ばらつきがあると

いう認識を持っておるわけでございます。こうい
う非常に不安定な状況でありますので、今後の二
百海里時代に備えまして、さらに基礎データを加
えまして正確な設計をしてみたいということ
で、いま法案の審査をお願いをしておるとい
うことでございます。

それから加入率の問題でございますが、積荷保
険が一七%ということ加入率が低いわけござ
います。これにつきましては、漁船保険そのもの
の加入率が五割でございます。隻数で大きな割
合を占めております無動力船とか動力船の五トン
未満、それも一トン未満、そういうところに保険
需要がないわけでございます。そういうものが見
せかけ上の加入率を非常に低くしておるのではな
いかと思つておるわけでございます。むしろ
五トン以上の動力船の加入率が八割強と相当高い
加入率になっておるといふところからそういう推
定をいたしておるわけでございます。統計上、そ
ういふように細かく一トントンで切るといふ操
作がなかなかむずかしいものですから、表面的に
はなかなか数字的に御説明できないわけござい
ます。

あと積荷保険は、その漁船保険にあわせて積荷
にまで掛けていくという性格上、こういう一七%
という加入率になっているのじゃないかというふ
うに思いますが、もちろんこれをさらにふやして
いくということについては努力をしてみたいとい
うことにつきましては、今後とも精力的に続けてま
いりたいというふうに考えておるわけございま
す。

○新盛委員 これは私の意見でもございしますが、
保険制度の改革について、いま試験実施期間でも
ございしますが、将来のあるべき姿としてどうなけ
ればならないかということを考えてみた際に、今
日のあらゆる産業に保険制度というのは導入され
ているわけですが、災害や不慮の事故における損害
に対してはカバーできるようにされております
し、そのために経営の安定がなされているのが今
日の現状でもございまして。

こうした中において、漁業には特に海上の危険
が伴つておる関係もあり、そうした漁業の場合、
総合的な保険制度をとるべきじゃないか。けさは
どの角屋委員の質問にもございました。この総合
保険のあるべき姿としては、現在個別にばらばら
になっているとまでは申し上げませんが、船体の
保険、積荷保険、漁業災害保険、漁具保険、人身
保険などございまして、こういうものを統
合するべきではないかというふうに考えます。そ
のためには現在の漁業災害補償法あるいは漁船損
害補償法を根本的に見直していく必要があるの
ではないか。農業災害補償法でもそれぞれ共済制度
をつくつております。確かにそれとこれとは別個
のものでございまして、現に共済制度も漁業の中
にあるわけでございますが、そういう面でも、技
本的な考え方として、経営の安定を図っていく最
良の手段として、特に洋上で危険にさらされてい
る漁船積荷あるいは船主責任保険、こうしたもの
についてもあわせて考えていく必要があるのじゃ
ないかと思つております。そうしたものを総合的に統
一をし、あるいは保険制度の技術的な見直しをす
るといふ関係の中で、漁業許可の条件にそのこと
をしたらどうか。今日、野放しとまでは言
いませんが、漁業許可制の問題についてもいろいろ
と問題があります。そういうこと現状の欠陥
を埋め合わせるためにも必要じゃないか。

一つは、加入率の向上を図るためにもう少し積
極的にやらなければならぬ部分があるのじゃな
いか。そして、まず保険料の率を低くすること、
いわゆる漁業者の保険料負担軽減の方向、これは
今後の検討課題でもありましようが、そういうこ
とについてどうするか。三つ目には、国庫補助
を適正とするいわゆる国の再保険制度、こうした
ものもあわせてお考えをお聞かせいただきたいと
思ひます。

私ども、こうした保険制度のあり方の技術的な
問題に触れるとすれば、現行保険制度をいまから
向こう五カ年間また試験実施として延長されるの
ですから、本格実施の段階で、この世の中はどん

どんな変わるかもしれません、そういう変動する形態に対応する体制も当然つくり上げていく必要があると思つたのです。今後の保険制度というのは、いまのまま、ただ随時五カ年延長すればいい、そして本格実施をやればいい。政府が現行制度でお考えになっているというならば、それは少し問題がありはしないか。そういう角度で政府のお答えをいただきたいと思つた。

○森(警)政府委員 御指摘のように、漁民にとつてそれぞれの経営につきまして一つの重要な支えになつておる制度でございますから、政府といたしましても、たとえて言えば保険料の補助も行つておられますし、今後、いまだお願いしている延長に甘えることなく、そういう実績が上がりまして段階で、それぞれの制度につきまして、先ほど角屋先生からお話のございましたいろいろな制度の特徴を生かしながらこれをどういうふうにするだけ総合化していくかという問題、これは過去にも二回にわたりました議論が行われたわけでございます。その際、統合一元化につきまして

は将来的な方向だという一応の見方は持つておるわけでございます。ただ積極論、慎重論というのが並行して、御承知のように、たゞいま都道府県保険共済共同推進センターということで五十二年度から五つの都道府県で実施されている、こういうことの結果を見ながら、またいろいろ保険設計上の実績のデータが固まるのを見ながら、きょういろいろ出ました御意見を参考に今後私ども十分検討させていただきたいと思つております。

○新盛委員 時間が来ておりますから、あとの質問について大臣からお答えをいただきたいと思つたのですが、各国の二百海里水域で操業している際に、不幸にして相手側の水域に入った、そして罰金あるいはまた拿捕されるという例が今日まで起こっているわけでありまして、その実態等については昨年も議論をいたしましたし、今日、漁業者がこうした二百海里という新しい海洋秩序の時代に来ている中で大変難渋しておられる。拿捕されたりあるいは罰金を払わなければならないという

のは、漁業外交上の問題もあり、あるいは国内の水産政策の一環としてとらえてみれば、それなりに補償しなければならぬ問題があるわけでありまして、こういうことについて、政府がおやりになることじゃない、あるいは政府は冷静に厳正にその事態を見守っているのかごとき印象にあるわけですが、そういう中で、民間の漁業団体においては、海外操業漁船損害補償というものについて前向きにいろいろと措置をしておられる。それも国が事務的な補助を出してということに現実はないというやに聞いておりますが、その辺のところをお聞かせいただきたいと思つたのです。

そしてまた、将来の展望として、これは国が事務的な補助を補助して民間がそれを取り扱っているということになって、これから二百海里時代に向かつての大きなことでありますし、今後そういう事態がたくさん発生するだろう、そういうことに対応する問題としてどういうふうにお考えになつておられるか。

第二の問題は、漁船積荷保険や船主責任保険などは実害の起こることに対する補償、安心して働けるようにという立場からの保険制度でもございまして、御承知のように、たゞいま都道府県保険共済共同推進センターというところで五十二年度から五つの都道府県で実施されている、こういうことの結果を見ながら、またいろいろ保険設計上の実績のデータが固まるのを見ながら、きょういろいろ出ました御意見を参考に今後私ども十分検討させていただきたいと思つております。

○森(警)政府委員 私の方で先に御答弁いたしました、後で大臣からお答えをいただきたいと思つた。最近の傾向としては実はふえておるわけでございます。ただ、この拿捕事件等の性格が変わつてまいりまして、従来は二百海里ということでなしに、いろいろトラブルがあつた。たとえて言いますと、北方四

島のような、要するに両方の領土の認識の違いというところからいろいろ不幸な事件が発生した。そういうことのために、不当な捕獲の損害を補てんするという意味で特殊保険なり乗組員の給与保険という制度があつたわけでございますが、二百海里というものがそれぞれ公認をされるということが最近の大きな特徴になつておるわけでございます。

こういうことになりまして、国がやる保険にない、むしろ相互主義に基づく共済制度みたいな考え方の制度がふさわしいということ、新たに海外操業漁船損害補償事業ということで、漁船保険中央会が中心になりまして、拿捕によつていろいろ損害を受けた漁業者の損害のうち、漁船の船体なり漁獲物、漁具の損害、あるいは抑留された乗組員の給与、罰金、そういう費用について七〇%の範囲内で救済金を支払う事業を始めようということ、七月から発足する予定を立てておりました、これについて国が事務費を補助していくというたてまえをとりたいということでございます。それにも増して、その前に、そういう損害が発生しないようにいろいろ指導もやつてまいりたいと思つておるわけでございます。

最後に、安全操業の問題についての御質問がございましたけれども、二百海里体制ということで、先ほども日ソのサケ・マスでお話が出てまいりましたように、操業に対するいろいろな規制がかぶつてきておるわけでございます。われわれといたしましては、その国々の操業規制の内容につきまして、つまらないと思われるようなことでいろいろ事件が起きておるわけでございますから、通達説明会で徹底いたしました、その指導に万全を期してまいりたいと思つておる次第でございます。

○安倍国務大臣 二百海里時代に入りまして、わが国の漁船が相手の二百海里の中で操業する機会が非常に多くなつた、そういうことで、拿捕されるあるいは罰金を科せられるという事件が頻発をいたしております。また、わが国の二百海里水域

あるいは領海水域等においてもやはり外国の漁船等の侵犯が繰り返されております。最近の尖閣列島における中国漁船の侵犯もその例でありますし、また昨日、北朝鮮の軍事水域の中でわが国の漁船が操業したということで拿捕されている。わが国としては軍事水域を認めておるわけじゃないのですから、これは筋の通らない話であります。とにかくそういう事態がたくさん出ておるわけでありまして、

外国のそうした二百海里以内のわが国漁船の拿捕につきましては、いま水産庁長官が申し上げましたように、外国の法令、その国の国内法によつて拿捕されるわけでございますが、わが国の漁船等が出漁する場合に、そういう規制というものがよく理解されていない、わからない、外国の法令等も熟知しないで行って拿捕されるという例が非常に多いわけでございます。したがつて、いま水産庁長官から申し上げましたように、そうした漁船に乗り組む諸君に外国の操業規制の内容等については熟知せしめて、拿捕を免れるという方向で指導していかねばならぬことは当然でありますし、そういう点についてはだんだんと努力をして、その成果も出てきておるといふふうに考えておるわけでございます。

基本的には、こうした問題の統廃を防ぐためには、両国の政府間でいろいろと話し合いをして、水産外交その他のいろいろな面で相協力関係を保つて、できるだけ拿捕等の事態が起らないように、そういう政府間の話し合いをもつと積極的に進めていくということが必要であると思つておるわけでありまして、そういう点については、今後とも積極的な外交展開によつて努力してまいりたいと思つておるわけでございます。

○新盛委員 終わります。

○中尾委員 野村光雄君。

○野村委員 私はいまから、昨日提案された漁船積荷保険臨時措置法の問題に關して質問をいたしますが、まず最初に、その質問に先立ちまして、安倍臨時大臣並びに森水産庁長官にお尋

ねいたします。
目下モスクワにおいて日ソ漁業交渉が大詰めに入ってきておりまして、その大詰めの実態が昨日来の新聞報道等によって伝えられておりますが、当初の予想を大幅に下回った漁獲量、水域の制限問題、こういう問題で非常に多くの関係漁民がいま大きな衝撃を受けておりますので、留守を預かっております安倍大臣並びに水産庁長官に対してとありえず三点だけ御質問をいたしまして、なおかつ中川大臣が帰国次第、また本問題に触れまして改めて質問を申し上げたい、こういう考えでありますので、ひとつ御答弁をいただきたいと思うのであります。

まず第一点にお尋ねしたいことは、御存じのとおり、サケ・マスのモスクワにおきましてこの漁獲量が四万二千五百トンという、昨年の六万二千トンから比較いたしますと、大幅な減退をいたしましたわけでございますけれども、この漁獲量の大幅な減退並びに漁業水域の大幅な制約、こういう厳しい実態に対して、臨時大臣並びに水産庁長官としてどのように受けとめていらっしゃるのか、その点にまず御答弁いただきたいと思っております。

○安倍國務大臣 今回の日ソ漁業交渉におきまして、中川大臣を初めとして代表団が奮闘これ努めておるわけでありまして、ソ連の壁が厚くて、ついに四万二千五百トンという漁獲高で合意をせざるを得ない状況に陥ったわけでございます。
当初は、公海における沖取りは全面禁止、こういう厳しいソ連の方針が流れておったわけでありまして、その後三万五千トン、さらにまたソ連の第二次提案で四万一千トンということになったわけでありまして、わが方が粘りに粘った結果、最終的に千五百トン上積みして四万二千五百トン、しかし、これ以上ソ連の譲歩を求めるとは困難であるという結論に達しまして、中川農林大臣としてもついに涙をのんでこの線で合意をせざるを得なくなったわけでございます。
さらに、禁漁区域等につきましても、ソ連の主

張する禁漁区域は、余りにもわが国の漁業のこれまでの既存権益というものを損なうことにはなほだしいわけでございます。とうていわが方として容認することができないものですから、これまた粘りに粘って今日に至っております。

恐らくきょう三時ごろからの最終会談に持ち越されたわけでございます。私としては中川農林大臣の最後の努力に期待をかけておるわけでございますが、全体的には昨年の六万二千トンに比べてまして四万二千五百トン、そうして漁区も非常に制限されたということで、わが国の北方漁業に与える影響というものは甚大なものがあるわけでございます。そうして、これは恐らく相当量の減船を行わなければ対処できないという事態に追い込まれることは必定であるというふうなわれわれとしても覚悟いたしております。それに対する措置等は十分考えなければならぬわけでありまして、今回の日ソの漁業の交渉というものはいまままでにない厳しいものであって、わが国としてはまことに残念至極のことではあります。何とておと交渉ごとでありまして、相手が支配権を持つておるといふ状況の中でありまして、これをまた本当に残念至極でございますけれども、涙をのまなければならぬ、こういうことになったことは御理解をいただきたいと思っております。

○野村委員 モスクワにおきましてこの厳しい日ソ漁業交渉の結果を、ありのまま厳しく大臣も受けとめていらっしゃるようでございます。
実は私も昨年、日ソ漁業交渉の中でモスクワに訪させていただきました。ソ連というのがいかに一方的な考えでわが国の実態なり考えを無視した形で押しまくってくるのかというところは、私自身もモスクワに参りましてはだで感じてまいった一人でございますけれども、ただ、私はこの際、このように昨年に引き続きまして年々大幅に漁獲量が激減されたり、また水域の厳しい姿勢に対して、わが国がソ連側をもっと納得せしめるどころの科学的根拠というものが若干足りないのじゃないか、こんな懸念を抱いております。

一つ例を申しますと、ソ連あたりは盛んに最近母川主義というものを言い出してきておりまして、これら問題に對しては、私は去る四日にも、中川訪ソ前に折衝の基本的姿勢の問題で、本委員会でお聞きいたしましたわけでございますけれども、このサケ・マス問題は、もう半永久的にソ連と毎年毎年折衝していかなければならない問題でございますので、わが国の水産界としても漁獲量その他に關しても十分にソ連側を説得し得る科学的根拠というものをもう少し詰めて折衝する必要があるのじゃないかというふうなように思っておりますけれども、この点に對しては、どのように認識なさっていらっしゃるのか、ひとつ御答弁をいただきたいと思っております。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
○安倍國務大臣 サケ・マスについては、ソ連だけではなく、アメリカもカナダもそうでありまして、遼河性魚類という主張でありまして、もはやその彼らの主張にわが国としても従わざるを得ない、こういうことになって、カナダ、アメリカとの間の協定も結ばれたわけでございます。ソ連ももちろん遼河性魚類であるということで母川主義を主張いたしまして、公海といえども、日本にはソ連のサケ・マスをとる権利はないというものがソ連の主張でございます。しかし、わが国からすれば、二百海里から外の公海上の漁獲については、ここまでソ連があるいはその他の国が漁獲について制限をするということについては問題があるということをお聞きなされたら、問題は問題でございますが、大勢はいかんともしがたいというところで、交渉しております。

しかし、問題は、公海のサケ・マスについては、やはり資源という見地からお互いに合意を求めるといふことで、科学委員会や何かを設けて、お互いに資源の状況を参照し合いながら納得のいく線資源保護という立場からこれまでも合意を求めてきたわけでございます。わが国の科学者等の精密な調査によっても、いまの資源の状況

からは四万二千五百トンどころではない、さらにさらに漁獲をしても十分資源は温存できるという立場は、科学的な根拠から強く主張しておるわけでありまして。

これに對してソ連は、逆な立場といえますか、基本的にはとにかく遼河性魚類だからとる権利はないという立場でしょうが、資源の問題についても、ソ連は、資源が相当行き詰まっておりますという観点で、ソ連流の主張を続けてきておるというふうな、何とて公海の漁獲というものは、わが国の、われわれの先祖が開発し、そして漁業を続けて今日に至るまで、これを根こそぎ否定するということについては、どういふ角度から見ましても納得できませんし、また資源の立場から見ましてもソ連の主張というのとはとうてい納得することはできないわけでありまして、残念ながらソ連のそういう力関係、最終的にはそういうところまでいかざるを得ないわけではあります。行き着くところはそういうところまでいくわけでありまして、最後には、交渉の結果としてソ連の主張に従わざるを得ない。ソ連も多少の妥協はしましたけれども、われわれの主張を十分生かすことができない形でソ連の主張をのまざるを得ない、こういうふうな事態になったわけでも、まことに残念至極でありますけれども、今後ともソ連との間ではいろいろな面での、漁業協力の面もまだ残っております。今後の公海におきまして、お互いに友好関係を保ちながら今後の公海における漁獲が維持できるように、日本の漁業が維持できるように道を開けていかなければならぬ、こういうふうなことを考えて、今日の事態をわれわれはあえてのんだ、こういうことでございます。

○野村委員 次に、いまの日ソ漁業問題でもう一点だけ、先ほど臨時大臣は御答弁の中で触れておりましたが、減船対策の問題でどうしてもここでもう一点だけお聞きをいたしておきたいと思っております。

去る四日の質問に対しても、水産庁長官は、少なくとも減船にだけは追い込まれるようなことのないようにしたいと、非常に希望的観測でございませうけれども、お話がございましたが、悲しいかな、ただいまの臨時大臣の御答弁の中にもございましたとおり、サケ・マス漁の漁獲量が大幅な減少をいたしました結果、昨年に引き続き減船のやむなきに至るのではないかと、こういう懸念が出てまいりました。そこで、私は、すでに昨年この問題で大きな衝撃を受けておりますさなかに、追い打ちをかけるようにさらに減船ということになっていくわけでございます。昨年以上の混乱と深刻の度はきわめて深いものが出てくると思っております。

そこで、この事態に対応できるためへの、この減船に対する特別対策の本部等の機関を水産庁としてぜひ設置していただく考えはないかということ、もう一つは、その対策本部等は単なる水産庁の幹部のみで構成するのでなくして、当然これは各省庁との関連問題が出てまいりますけれども、特に現地の関係漁民団体の代表等をこの中に網羅しながら最も確かな対応をしていく必要があるんじゃないか、こういうふうにご意見を述べられても、この対策本部の設置と基本的な内容、そして対策本部を設置する考えがあるとするならば、いろいろをめぐりて考えられるのか、この点についてお考えがございましたら御答弁をいただきたいと思っております。

○森(整)政府委員 見通しが甘かったと言われれば大変申しわけないというふうに思いますが、それはそれといたしまして、こういう立場に相なったわけでございますから、御指摘の対策本部のようなものにつきましては、まだそこまで検討はいたしておりませんが、昨年は千隻に及びます北洋全体の問題がございました。サケ・マスだけでなしに全体の減船ということに迫られたわけでありまして、そういう意味で、昨年は確かに対策本部を設けましていろいろやった経験がございまして、そこで、ことしどうするかということでございますが、それぞれの団体の長が、あるいは幹部がまだモスクワにおられるわけございまして、今後交渉が妥結されれば直ちに帰国をしたいと思います。〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕

そういうことで関係団体と十分私どもは話し合いをいたしまして、まあこれもなまやさしいものではないと思っております。まだこのショックが本当に腹に入っていないというふうにも見受けられるぐらいな状況でございます。これからいろいろ話し合いが行われる。団体の中でもそういう話し合いが行われるし、私どももこれから話し合いを行いたいというふうにも思っておりますが、一応去年の先例がございまして、それを念頭に置きながら、できるだけ早い機会にいろいろな条件を決定してまいりたいというふうに考えておられるわけでございます。

ただ、いまのところこれからの作業ということに相なるわけございまして、私どもとしては一日も早くいろいろ皆さんの御意見も聞かなければいけない問題でございますから、慎重かつ迅速にということに相なると思っております。また、私どももいろいろ説得をする場面も相当必要だと思っております。あるいはなかなか説得に応じないかもしれないが、それらも全部含めまして、できるだけ早い救済金その他の問題につきましての処理をしまし、まいりたいというふうに考えております。

○野村委員 できるだけ現地の実態、実情を的確にひとつ反映しながら対応策を進めていただきたいことを要望いたしておきます。次に、本題に入らしていただきますが、漁船積荷保険臨時措置法をさらに五年間延長、こういう御提案でございます。私どももいたしましては、この法案のさらに五年延長に對しましては異議をなさずものではございませぬが、ただ、若干ここで御質問をしておきたいことがございまして、ただいまからこの法案の質問に入らしていただきます。

まず、お聞きをいたしたい第一点といたしまして、すでに四十八年十月から試験的に実施をして

こられまして、今日までの経緯と実態、配付いたされました書類等を見てみますと、加入率が伸びていない、非常に悪い、こういう実態でございませうけれども、この加入が遅々として余り進まない、こういう実態に對しては、この理由をどういうふうに受けとめていらっしゃるのか、これが第一点。

それから、この加入率が非常に悪い中で今後の加入率の引き上げ対策というものを對しては、どのような対策と、どのような見通しを持っていらっしゃるのか、これが第二点。

第三点として、漁業者の保険料の負担の問題でございませうけれども、現行の五年間やってまいりましたこの保険料を今後軽減する方向で検討する考えはないのか。

この三点をまず最初に御尋ねをいたしたいと思っております。

○森(整)政府委員 まず第一点の、加入率が低いのではないかと御質問でございます。これにつきましては、試験実施ということで、需要者側のいろいろな意見を聞きながら実施をしておるといふことが一つ原因になっておられるかと思っております。四年間を通じての加入率一七％ということ、これを類例の民間保険の方と見ますと、民間保険の漁獲物保険が一％ということでございますから、それで両方合わせて二八％ということに相なるわけでございます。

ただ、それにいたしましても、もっと加入率を引き上げることにつきましては、まさに御指摘のとおりだろうというふうに思っています。そこで、それにつきましましては、漁船保険中央会等を通じて、十分いろいろな各保険組合等を指導して加入の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、保険料の軽減はどうかであろうかというところでありますが、ただいまのところ、漁船積荷保険につきましては、危険率は比較的強く推移しておりますので、その危険率を見ながら今後軽減に努めてまいりたいというふうに考えております。

○野村委員 時間がございませぬから、端的に順次質問してまいります。

その次に、一応五年間さらに延長、こういうことが今回の提案でございますけれども、それでは、本格的な実施に對しての見通しというものは、仮に言いますと、これからさらに五年間延長しまして、その後において本格的な実施、こういう見通しの上で五年間延長なさるのか、五年間延長とあわせて本格的な関連性、見直し、これをお聞きをいたしたいと思っております。

○森(整)政府委員 今回の延長の趣旨が、いろいろ二百海里時代に備えての操業形態の変化の実績を積み上げていきたいということでございますから、ある期間のデータの蓄積を図るということも必要であるというふうには考えておりますけれども、必ずしも五年間漫然と過すというつもりはございませぬ。それ以前でも、合理的な保険設計が可能となりますれば、その段階で速やかに本格実施に移す。これは漁船の船主保険の期限とも関係がございまして、そういう時期に、もう一ついろいろな判断を加えながら検討していきたいというふうに思っております。

○野村委員 そうすると、水産庁、こういうふうな受けとめてもいいのですか。いまの御答弁からいくと、一応五年間延長という今回の提案だけでも、その実態と成り行きによっては、五年を待たずして本格実施に踏み切るといふこともあり得るんだ、こういうふうな受けとめていいのですか。

○森(整)政府委員 そのとおりでございます。○野村委員 そうすると、本来ですと、五年間も延長しなくても、大体的に見直しはついたんだけれども、しかし、本格的な実施ということに踏み切るのはもうちょっと具体的に不安な面があるから、とりあえず五年間延長させていただきたい、こういうつもりで御提案ということになりますね。

○森(整)政府委員 もう一回言いますと、今後五年間、二百海里時代の新たなデータの収集を

行い必要があると一応思っております。ただ、それ以前でも、要するに五年間たたくなくても、合理的な保険設計が可能な数字が出てくる、あるいはそういう見通しが立つということで、もう本格実施をしても差し支えないということがそれ以前に判断できれば、直ちに本格実施に移して差し支えなからう、こういうふうに考えております。

○野村委員 その場合、ちょっと不安がございます。してお尋ねしたいのですが、本格実施になります段階で、今後の過程におきまして、加入者も相当ふえていくでしょう。加入者がふえると同時に、事故件数もそれに伴って当然ふえていくだろう。さらに、現在置かれてある諸条件、環境、こういうものからいいますと、二百海里時代、十二海里時代を迎えて、非常に海上における紛争、いろいろなことが巻き起こっているなかでございまして、われわれ素人から考えますと、事故件数が若干ふえるような諸条件、傾向にあるんじゃないか。

○森(整)政府委員 これは保険の設計となるデータの集積を図って、こう、こういうことでございませうから、今後損害率がどういうふうに相なっていくかということにつきましては、もちろん二百海里ということではいろいろな漁場の規制が行われてきている、それに対応して操業の形態が変わってきているということでございますから、今後の動向を予測することは非常に困難だと思っております。したがって、危険の態様等に弾力的に対応できるように基礎資料の収集に努めていくわけでございます。それなりの設計、データが整った上での保険設計を行えば、そこで保険収支の均衡が図られるという合理的な設計を行っていくということによりまして、そういう不測の事態は回避できるのではないだろうかというふう

に思っております。また、再保険の制度を、責任をだれがどういう形で行うかということにつきましては、問題はあられるわけでございますが、考え方としては、あくまでも、保険中央会が現在やっております場合は、国が債務負担行為で再保険金の支払いを担保するという形をとっておるわけでございます。そういう意味で、結局国が後ろ盾をやっておるわけでございますから、そういう不測の問題というのはいささか起るはずはないというふうにお考えいただけますかと思っております。

○野村委員 次に、漁船積荷保険を本格実施いたしました際に、現在、各種の漁船保険事業といふものがいろいろあるわけでございますけれども、この各種ある保険事業といふものを、この際、全体的な体系を見直す必要があるのではないか、私はこういう考えを持っております。あるいは、私はいささか、見直す考えはあるのかないのかということ、もう一つは、保険、共済三制度の統合一元化、こういう問題に対してもあわせて再検討する考えがございまして、この点をお尋ねいたします。

○森(整)政府委員 第一の御質問でございますが、元請保険につきましては、従来から漁船保険組合がございましては、適当ではなからうかと思っております。そこで、再保険の問題につきましては、国が再保険をするという考え方が一つ、それから、現在のように漁船中央会ではないかと、あるいは考え方が一つ、それから、漁船中央会がとりあえず再保険をいたしまして、再々保険を国がするということもあろうかと思っております。こういう考え方がございまして、それぞれ一長一短があるというところで、この制度が終るといふことよりも、また五年先ということよりも、船主責任保険が五十六年までで試験実施の期間が切れるわけでございます。そういう時期までに保険中央会の位置づけも含めまして十分検討をしていきたいというふう

に思っております。それからさらに、この保険なり共済制度につきまして三つの制度がございまして、その統合一元化の問題につきましては、先ほど来いろいろ御議論がございまして、この問題につきましても一応前の検討会の中間答申という報告を受けまして、五十二年度から保険、共済団体によります都道府県の保険共済共同推進センターというのを五府県にわたりまして設置し、運営に對しまして助成をしておるわけでございます。これらの成果を見きわめながら、この一元化問題についても検討をしてまいりたいというふうにお考えおるわけでございます。

○野村委員 最後に二点だけ質問いたしますけれども、その第一点といたしまして、御存じのとおり二百海里時代を迎えまして、去る四月四日の本委員会でも私はこの問題に触れたわけでございますけれども、御承知のとおり特にソ連の監視船によりまして昨年来不当な罰金をとらんと取られておりますケースがございまして、これはこの間も御答弁ございましたけれども、全くもって漁民みずからの責任でない問題で一方的にソ連から罰金を取られたり何かしている、しかし、その大半は泣き寝入りで取られ損だ、こういう実態になってきておる。こういうものに対しては政府としては、いままで私としては、やはり内容によつたら政府が立てかえ払いをするなり代替して払ってやれ、こう言っているけれども、一向にそういう考えは持っていないようでございます。さりとてこういう場合の保険というものは、別段このことによつて金が支払われるような対応というものはなされていないわけでありまして、こういうケースに対して何らかの救済対策というものを講ずべきだ。一番いいのは、内容によつては、やはり政府側に

今後責任があつたり、または一方的にソ連の考え方が違つて取られた、こういうものに対しては政府が一時立てかえ払いをするなり方法はあろうかと思つておるわけですが、これらの罰金によるところの被害を受けております漁民の救済対策、これを具体的にどういうふう

に立てられようかとお尋ねしたい。それから、この点をひとつこの際明確にしたい。それから特に外国漁船、すなわち一番多いのはソ連ないし最近では韓国漁船でございますけれども、再三この問題も私は触れておりましたが、沿岸漁民が漁具、漁場等の著しい損害というものを受けております事犯というものは、水産庁より御存じのとおりでございます。しかし、韓国の場合は、これは民事ですからお互いに交渉しない、しかし、いまだに一件も弁償というものは行われていない。ソ連はソ連で、非常に多額な、そして多くの件数の漁具、漁場の被害をこうむっております。これも先日の質問によりまして回答書をいただいておりますけれども、処理委員会では審議中で全くもつたただの一件もただの一枚もこの損害の補償金というものはいまだにもらっていない、もらえない、こういう実態にあるわけでございます。これらの問題は、ただ損害の受けつけ、こういう事態でございまして、この問題に対しても、すでに東京の処理委員会からモスクワに送られた十数件だけは、いずれにしてもこれは水産庁として、どんな外交手段をとろうとも、やっぱ弁償だけはしてもらわなければならない筋合いの問題であります。ただ、一方的なソ連の考えでなかなか折衝が長引いているというだけである。しかし、これらの問題に対しては、とりあえず水産庁としてこの損害というものを今回の積荷保険とあわせながら、新たな段階として、現時点におけるこういう各種の事犯に對する対策を講ずる必要があると考えますけれども、この二点に對して明快な御答弁をいただきたいと思

います。○森(整)政府委員 最初の拿捕あるいは罰金の問題でございますが、先般の当委員会におきまして私、答弁漏れがございまして大変失礼いたしました。後刻御説明いたしましたように、罰金を不当に取られたというのは当然取り返すということ、いろいろな処置をしておるわけでございます。

今後その努力は続けたいと思ひます。

ただ、今後は、やはり二百海里時代に入りまして、制度的に何かそういうものを考えるべきではないかということがございまして、一応海外操業の漁船の損害補償事業というのをこの七月発足の予定でいろいろ準備を続けておるわけでございまして、これにつきましては、相互の共済、互助活動ということで、漁船中央会が約一〇％程度のお金を集めてまして、いろいろな拿捕事件が発生した場合の損害、漁船なり漁具なり漁獲物なりあるいは組合員の給与なりあるいは罰金の費用なり、そういうものについて七〇％の範囲内で救済金を支払うたうらどうかということ、その制度化を急いでおるわけでございまして、これにつきましては事務費等を助成いたしまして、事業の円滑な推進を図ってまいりたいというふうに考えておるわけでございまして。

次に、漁具等の被害の問題についてでございますが、確かにソ連との間に起こりました漁具の被害問題につきまして、東京の委員会、さらにこれはモスクワの委員会に送りまして、最終的にはここで処理をするというところで、最近は一週一回あるいは二回というところで東京でも審議を急いでおる、済んだものをモスクワに送る。モスクワで非常におくれているのは、いろいろの理由も先生に御説明したと思ひますが、今後その促進を図って、確かに取るべきものは取っていかねばいけないというふうに思っております。

それから、韓国の漁船によります漁具被害の問題につきましても、五月上旬には両国間の合同の委員会を開きまして、被害の処理ルール、安全操業のルールというものを決めたいというふうに考えておるわけでございまして、そのほか、いままでも出ました漁具被害につきまして道庁がある程度めんどうを見る、そのもとをまた政府がめんどうを見るという形、末端で無利子の融資が実現できるような努力しておるわけでございまして。それを政府が立てかえるということにはなりませんけれども、一応融資措置を講じまして利子

の軽減をしながら被害漁民に対してとりあえずの応急的な措置は講じてまいりたいというふうに考えておるわけでございまして。

○野村委員 応急的な、無利子で金融を図りたこと、こういう考えでございしますが、これは結構なことですけれども、いざにいたしたとしても、そういうことを対応するにしても、私たちの立場から言うところの対応の仕方が、水産庁長官、遅いのですよ。ですから、私の言わんとするところは、いざにいたしたとしても、こういう問題は余り何年間も放置されてからようやくおみこしを上げるんでなくて、時期というものが非常に大事でありますから、そういう点をひとつ早急に対応していただくことを強く要望いたしまして、私の質問を終わります。

○中尾委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案について、政府当局に質問いたします。本法は、漁船に積載した漁獲物等について生ずることのある損害を適切に保険する制度の確立に資することを目的として、漁船積荷保険臨時措置法に基づき、昭和四十八年十月から五年間の予定で漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行い、漁船保険中央会が漁船保険組合の負う保険責任を再保険する事業を試験的に実施しておるわけでありますが、今後さらに五カ年間試験実施を継続し、新たな情勢のもとにおける保険設計に必要なデータの蓄積を図ろうとして本法提案に及んでおるわけですけれども、試験実施を延長する理由について、まず政府の見解を冒頭求めるものであります。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
○森(整)政府委員 漁船の積荷保険は、性格上、遠洋、沖合い漁業が中心になっておるわけでございまして、相次ぐ二百海里の設定によりまして、いろいろ漁業を取り巻く環境が非常に変わってまいりました。特に沖合い、遠洋漁業者は、御承知のように、減船を余儀なくされましたり、あるいは漁

場の転換を図らなければいけないというようなこと、それから特にカツオ・マグロのように航海日数が非常にふえてきたりするという事情、あるいは操業の密度が高まってくるというような問題、そういうようなことから操業の形態が著しく変化を余儀なくされておるわけでございまして。そういう時代にたまたま保険の実施期間が切れるということ、ございまして、これらの変化を今後さらに織り込んで、これらのデータを積み上げた上で、新しい本格的な実施の体制をとってまいりたいというふうに考えたからでございます。その期間といたしまして、一応過去五年ということ、ございまして、さらにひとつ五年程度の期間を見たらどうであろうかということ、一応のお願いをしておるわけでございまして。

○瀬野委員 五カ年間の延長であるけれども、先ほど同僚の野村委員が、その試験データの整備によつては五カ年を待たずして本格実施に移るといふようなこともあり得るといふような答弁があったと思うけれども、その点は間違いないか、そういうふうに理解していいですか。私も確認しておきたいと思うので、お答えをいただきたい。

○森(整)政府委員 保険設計をするに足るデータが出たという判断が下りますれば、当然そういう措置をとってまいりたいというふうに考えております。

○瀬野委員 漁船積荷保険の対象とする漁業種類及び漁船総トン数の下限の引き下げについてでございますけれども、たとえば現在追加対象の要望がありますカジキマグロの流し刺し網、すなわち大目流し網ですが、この漁業で使用する漁船の総トン数二十トン以上を追加することについて漁民及び団体からの強い要請があつておること、は当局も御存じだと思います。また、カツオ釣り漁業の使用する漁船の総トン数下限を現在の五十トン以上から二十トン以上とするにたいしては、漁民並びに関係団体から強い要望が、かねがね出ておるわけでございまして、これらを漁船積荷保険の対象とすることにたいしては検討の用意があるの

か、その点もひとつ本法提案に当たって明らかにしていただきたいと思ふのであります。
○森(整)政府委員 ただいまの制度発足から九漁業種類でございまして、それから三加えまして十二漁業種類ということで現在試験実施を行っているわけでございまして、御指摘のように、今後の問題といたしまして、カジキ等の流し刺し網漁業の二十トン以上の船につきまして、そういう漁業を追加することが一つ、それからもう一つは、カツオ釣り漁業のトン数の下限の引き下げを行うということにつきましていろいろ検討をいたしたいというふうに考えております。
○瀬野委員 検討したいということは、いま私が申したようなことで、近い将来実行に移す、こういうふうに理解していいですか。
○森(整)政府委員 調査をした上で追加を検討したいということでございます。

次に、漁船保険制度は、漁船本体の保険と積荷保険、すなわち積荷に対する保険、さらには外部の危険をカバーする船主責任保険があることはもう御承知のとおりでございまして、これらはそれぞれ関連性があるわけでございまして、船主責任保険は昭和五十一年より試験実施を行い、昭和五十六年までで終了することになっております。また、積荷保険は、昭和四十八年より試験実施を行い、さらに五十三年九月から昭和五十八年まで延期ということで対処される方針のようでありまして、積荷保険の延長を昭和五十六年まで三年にして一緒にスタートしたらどうかという意見が強いわけでございますけれども、これについてはどういふふうにお考えであるか、政府の見解を承っておきたいと思ひます。

○森(整)政府委員 試験実施の期間としては、やはり五年が一応の目標としては適當ではなからうかというふうに判断をいたしまして、改正の案を御提出して御審議をわずらわしているわけでござ

います、先ほど申しましたように、五年たたくても、もし基礎的なデータが整いますれば、それはその時点でそれなりの本格実施についての検討もいたすということでございますから、必ずしも年次をあらかじめ合わしておくことの必要はないのではないだろうかというふうに判断をいたしております。

○瀬野委員 そうしますと、逆に言えば、調査データがそろわずに、どうしても五年間は試験実施が必要であるということになった場合は、船主責任保険は昭和五十六年に終了するわけでございまして、さらに、この積荷保険と同じように昭和五十八年まで、逆にまたその時点で二年間延長するということも考えられるということになるわけですか。なるべくそういうことにならぬように早く実施をしてもらいたいと思うのですけれども、逆な言い方をすれば、そういうことも考えておられるのですか。

○森(整)政府委員 船主責任保険が五十六年で終わる段階は、再検討の一つの節目の時期ではなからうかというふうには考えておりますけれども、いまその時期に必ず全部再検討いたしましたかどうかというふうにはまだ考えておりません。

○瀬野委員 変な尋ね方ですけれども、そうしますと、五年を待たずして、昭和五十六年ぐらいいは本格実施に移る段階に持っていくという積極的な努力姿勢はうかがえる、また、そのように努力していきたいという政府の考えは一応うかがえると思うのですが、そういう理解でいいのかが、突っ込んだ話でありますけれども、その辺もお伺いしておきたい。

○森(整)政府委員 私が申し上げましたのは、あらかじめそういうことをいままこの段階で決めるということは無理でしょう、五十六年に船主責任の試験の時期が終わるといことが予定されておるわけでございますから、その段階でデータ等がどういうふうな状況になりますか、それを見ながら一応その時期でどうするかということを検討する、これも一つの節目になるのではなからうかと

現時点で判断をいたしておりますけれども、今後のデータの積み上げ等がどういうふうになりますか、それによってまたその判断が変わってくるかもしれないということをお答えしたつもりでございます。

○瀬野委員 漁船保険料率の改定の問題ですけれども、昭和五十三年度が漁船保険料率の改定の年に当たっているわけですね。漁船再保険特別会計は昭和四十八年以降毎年赤字を計上しておるわけでありまして、ちなみにこの表を見ましても、四十八年が十二億六千七百六十六万円、四十九年が一億九千九百六十六万六千円、五十年が五億六千四百五十八万三千円、五十一年が四億五千八百九十万円、こういように当期損益で赤字が出ております。昭和四十八年の法律改正によって漁船保険中央会に三億四千万円交付されたところによりまして三十三億四千万円に減少しております。純保険料率の算定に当たっては、漁船損害補償法第十三条の四に基づき農林大臣告示によりまして、過去十年の実績データに基づき算定することとしておられますが、最近の赤字傾向がそのまま反映して料率アップにつながるということにはならないとわれわれも理解しておりますけれども、今後料率を改定するということを考えておられるのか、その辺もこの機会に明らかにしていただきたい。

また、漁船再保険特別会計が赤字基調になった原因、いろいろ挙げておられるようですが、こういった原因について、事故は最近増大してきておりますし、また、その事故の原因も偏ってきているという傾向にあるのですが、それらもこの際明らかにしていただきたい。

○森(整)政府委員 確かに、御指摘のように、四十八年から損益が赤字になりました、四十八年は四十七億というものであります、あとはそう大きな額ではございません。五十二年の見込みもいたしましては黒字になるのではなからうかと推定されておりますが、いずれにいたしましても、この赤字基調というか、赤字がなぜ出たかという

と、いま御指摘のように、四十八年に再保険割合を変更いたしました、繰り越しの益金が多いからこれを有効に使おうということでも三十五億出したわけですね。その出した後で、石油ショック等の問題、再保険割合を変えたり、石油危機以降の物価高騰ということで、分損事故の修理費が非常に上がってくるといふ事態がございましたけれども、最近では物価が鎮静化してくるか、あるいは漁船の評価基準を定めることによって再保険料が上がってくるということもございまして、保険収支は次第に好転してきているというふうに見ておるわけでございます。

今後の保険料率につきましては、三年ごとに改定を行っておりますが、五十三年はその改定の年に当たっておりますが、最近、収支は逆に好転してきているということ、また、最近の漁業をめぐる情勢からいたしますと、漁業者に余り負担を増大させることもいささかであろうかという判断もございまして、今回は保険料率はおおむね横ばいで据え置きたいということでございます。

○瀬野委員 政府から提案された漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案の参考資料の五ページを森水産庁長官開いてください。「引受及び支払の実績」として、四ページ、五ページにわたります、昭和四十八年から五十一年までの四年間、その合計が出ておりますが、これについて少し説明をお願いしたいと思っております。

この「計」のところの加入対象、これは三万一千九百二十八隻、すなわち昭和四十八年から五十一年までの四年間の累計であると思っております。年間おむねどのくらいになるか、お尋ねしたいわけですが、昭和五十一年などは、加入対象は九千九百二十隻になっておりますが、多い年は一万隻近いものがあるというふうに理解しておるわけです。隻数は五千五百四十四隻で、これは加入して引き受けた船ということだと思いますが、加入率はこのくらいになるのか。また、契約金額が二千

五百六十七億九千九百万円、この金はもし損害があれば支払う金額ということだろうと思っておりますが、その次の純保険料が十億二千七百六十九万円、これは保険料の収入ということになるのだからと思っております。支払いの隻数はこの四年間で六十二隻、保険金は結局三億九千八百八十八万円、これはいわゆる事故があったために支払ったことになるのじゃないかと思っておりますが、大体私が言っていることに間違いはないか、確認の意味でお答えをいただきたいと思っております。

○森(整)政府委員 いま先生おっしゃったとおりで、この加入対象が三万一千九百二十八隻でございますから、平均いたしました、引き受けが五千五百四十四、このパーセンテージを出しますと一七・三％、いわゆる加入率一七・三％ということになります。

それからあと純保険料が、先ほど御説明ありましたように、十億二千九百万円になりますか、それに対して支払いが三億九千九百万円ということでございますから、逆にこれを引きますと、剰余金が六億二千九百万円ということになるわけでございます。

○瀬野委員 剰余金が六億二千九百万円ということでございますが、この六億二千九百万円というのは、事故が発生した翌年度中に当然支払わなければならないという、いわゆる事務手続ができていないのが、聞くところによると二千三百万円ばかりある。その他責任準備金、すなわち契約してから一年間は事故の可能性があるわけでございますから、五十一年の契約高は、五十二年支払い者が出てくるということから、未經過保険分の責任準備金というものが一億三千万ぐらいいあるやに聞いておりますが、これらを引きますと、いわゆる正式の累計剰余金というものはどのくらいになるものか。

また、支払い準備金という言葉があるのですけれども、支払い準備金というものはどういふものを指すのか、これもひとつこの参考書類について政府の説明をしていただきたいと思っております。

○森(整)政府委員

もう少し正確に申し上げますと、先ほどの純保険料から支払い保険金を引きました六億二千九百万円、その九割、要するに、再保険料分、責任分が九割でございます、それに対応する再保険分が、漁船中央会の剰余金として出てくるのが、その九割、五億六千六百万円ということになります。その五億六千六百万円から支払い備金の二千三百万円を引いたもの、支払い備金というのはもうすでに事故が決まっておりますので、未経過保険料の責任準備金一億三千二百万円、これをさらに引きました残り準備金として四億一千九百万円ということに相なるわけでございます。

○瀬野委員

結局、そうしますと、四億一千九百万円ですか、これが準備金として金が残っている、こういうことなんでしょうか。

○森(整)政府委員

そのとおりでございます。○瀬野委員 先ほどの表、六ページを開けてみてください。ここに「漁業種類別の損害率及び危険率」というのが出ておりますけれども、注の一と二に損害率、危険率の算定方式が出ております。これらは理解できるわけですが、四十八年、四十九年、五十年に比べて、五十一年の損害率が八%、危険率が〇・〇二九、こういうことになっております。四十八年から五十一年平均の損害率と危険率を見ますと、損害率が三・三、危険率が〇・一五二になっております。だんだん事故が多くなってきているというふうなわれわれは政府から説明を受けておりますけれども、五十一年度は極端で、損害率が八・〇、危険率が〇・〇二九、こういうことになっておりますが、これはどういうわけでこんな下がっているのですか、その点ちょっと明らかにしていただきたいと思うのです。

○森(整)政府委員

五十一年はまだ全部の集計ができていないという要素があるのではないかと、特に五十一年は、事故危険率なり損害率の数字そのものが不正確、そういうのをこのま

ま出しては申しわけないので、一応五十一年度の総括の数字ではない。全部締めたところの数字というふうにごらんにならないでいただきたいという要素がございます。確かに御指摘のように、ちょっと異常な数字になっておるのではないかと、このことと異なりますが、まさにそのとおりでございます。さらに集計をする必要がある。要するに、全部の集計が終わっている数字ではないということでございます。

○瀬野委員

五十一年分はまだ集計が終わっていないという事は、下にも余白もあるわけですから、注なら注に、途中経過の数字だとか、この集計はいつごろ集計が終わるとか、丁寧に書いておくべきだと思われませんか。何か役人流で、こういった数字の書き方が不親切だと思われませんか、水産庁長官どうですか。

○森(整)政府委員

大変申しわけないと思っております。五十一年の欄に出まいるのは、五十一年の引き受けということで、五十一年度ということですから、五十一年の三月三十一日まで引き受けたものということに相なるわけでございまして。したがって、そういう意味での注書きが確かに必要ではなかったかということも反省をいたしております。大変申しわけございません。

○瀬野委員

今後ひとつ十分注意していただきたい。もう少し親切な説明をさらにしてください。もう一点伺っておきますけれども、水産庁長官、漁業関係の保険、共済制度の統合一元化の実施の問題ですね。これもいろいろ先年から問題になっておるわけですが、これについては本提案に当たってどういうふうな考えで今後対処されるのか、この点もひとつこの機会に御答弁いただきたいと思っております。

○森(整)政府委員

保険と共済に三つの制度がございます。その統合一元化につきましては、二カ年にわたりますという漁業に關します災害補償制度検討会というのを五十一年度から開催して、四十九年度にも関係団体の役員によります検

討会を開催いたしました。こういうことでやっておりますわけですが、この場合のこの検討会では、三制度、三団体の統合一元化ということ、将来的な方向ではあるということではございまして、積極論と慎重論が並行するということ、とりあえず事務の運営面の改善合理化を図っていくという必要性につきまして意見の一致を見たということで、五十一年十月に中間報告の取りまとめが行われまして、そういう答申が出ておるわけでありまして、それに基づきまして水産庁といたしましては、保険共済共同推進センターというものを設置するという事で、五府県にわたりまして五十二年度から設置、運営に對しまして助成をしておるといふ次第でございます。したがって、このセンターがいろいろ事業を行なう、その成果を待つて一元化の問題については検討をいたしたいというふうにご考慮をしております。

○瀬野委員

本法については、以上数点について指摘をいたしましたわけですが、しばしば申し上げましたように、今後五カ年間の試験実施期間を待たずして、できるだけ早い機会に本格実施できるようにデータの集積または検討を進めていただいて、漁民並びに団体が要望しているこの保険について早期本格実施ができませんように最大の努力をお願いしておきます。

○森(整)政府委員

私、こういう機会に日ソ漁業交渉その他について若干お尋ねをしておきたい、かように思っています。去る十一日に中川農林大臣は、政府を代表して、懸案の日ソ漁業交渉のために訪ソされたわけでありまして、私はそのときの代表質問で、あなたは交渉でもし要求が通らなかつたならば再び北海道の土は踏むなというふうな意味で激励をいたしましたわけでありまして、いろいろな状況送ったわけでありまして、いろいろな状況について、報道その他で流れてきています。また午前中からの質問でいろいろわれわれも一応理解しましたが、若干補足的にお尋ねしておきたいと思っております。

操業禁止区域の縮小の問題

でございますけれども、これについてはソ連側から東経百七十五度から百七十度へ五度譲歩するというようなことが言われ、すなわち西の方に少しずらしたというようにございまして、そういう考え方がソ連から示されたんですけれども、私はもうこんなことじゃ手ぬるいし、けしからぬと思うわけですね。中川さんもしつかりがらぬと思われれば、これは撤回を要求すべきである、かように思っております。一千トンや二千トンぐらゐの漁獲量の積み上げぐらゐとは全然これは比べものにならない問題でございます。

○今井政府委員

大変強い御激励を賜ったのでございまして、この問題につきましては、最後の努力を傾注しようという事で、本日、いま時分でございますし、イシヨフさんと中川大臣が最後の努力をされておるものと存じます。ただ、相手のあることでありますので、今月の末には協定がなくなりますという事等を御案内いたしまして、政府としても先生のお気持ちは十分体しますが、しかるべきときに妥結することはやむを得ないのではなからうかという事で、いま鋭意努力をしておりますところでございます。先生のお気持ちをありがたくちょうだいいたしますが、さらにたたいまやっておられます交渉の成功を私どもは希望するものでございます。

○瀬野委員

この問題については、私たちが今度の交渉の中でも大きな問題としてわが党でも検討し、部会でも重大な関心を持っておりまして、ひとつこの上とも強力な指令を出していただくよ

うにあわせてお願いしておきます。

さらに、四月一日からニュージールランドにおける二百海里設定に伴って、畜産酪農問題との絡み合いもあって日本漁船が入漁できないわけがございます。これまた日本の漁業にとっては大変な問題です。漁種によっては漁期的にいまの時期が一番いいというものもありますが、多大な影響を受けておるわけでございます。このことは、他の漁場へ移れといつてもそう簡単には移れるわけはございませんし、かなり現地では打撃を受けておる問題でございます。

五十一年には、ちなみに申しますと、イカ釣り、マグロはえなわ、トロール、底たてなわで約三百五十隻、十六万トンの漁獲実績があったわけです。現在イカ釣りは一応百三十隻、幸い漁期が終わって帰って来ておりますが、イカ釣りも、今回は被害はなかったとは言いがた、ただし今後、次の漁期には必ずこの影響を受けるわけです。特に今回はマグロはえなわ、豪州のタスマニア沖の漁場またはアフリカのケープタウン沖の漁場、こういった問題が、いわゆるこれは移さねばならぬということで打撃も大きいわけですから、こういった問題に対して政府は、北方もさることながら、こういった南洋に対する補償問題等はどういうように考えておられるのか、この機会に明らかにしていただきたい。

○今井政府委員 補償の内容等について、具体的な問題についてはまた水産庁の長官から答弁させていただきますが、せつかく前農林大臣を特使として派遣をいたしました私どもが条件を提示いたしましたにもかかわらず、大変残念でございます。しかしながら、先生御指摘のように、この漁場はわが国にとりまして大変大事な漁場でございます。したがって、今後とも機会あるごとに先方と誠意のある交渉をいたしまして、何らかの円満な妥結を見ましまして、ニュージールランドとの長い友好状況を保ちつつ、しかもまたわが国漁民の皆様方の安心のいくような努力を政府としても続けてまいりたいと存

じております。ただ、先方の言い分がなかなかきついでございまして、ただいまのところは中絶の形でございまして、これをそのまま放置することは決してございせんので、そのように御承知おきを賜りたいと存じます。

○瀬野委員 なお、トロール船が約十五隻日本に帰港しておいて係船しなければならぬことになっておりますが、これらの補償についても十分政府は前向きに考えるということで検討しておられますか。

○森(整)政府委員 問題の十五隻は全部大手水産に属するものでございまして、これにどういふ措置は考えておりませんが、ともかく交渉を再開いたしまして何とか入漁を図りたいということが第一点でございます。

第二点としまして、一応入れないでおるわけでございますが、これらの全般の漁船の救済措置といひますか、今後の割りつけにつきましては、それぞれほかの漁場へ行ったり引き揚げたりしてきておるわけでございます。そういうことの影響が経営にどのくらいに出てくるかというふうなことを考えてまいりたい。また、離職者問題というところではいろいろ御要望もある向きもありますが、これは現実には離職者が出た段階で、また労働者なり運輸者と相談をしてみたい、こういうふうな考えております。

○瀬野委員 南太平洋のフォーラム諸国についてもお伺いしておきます。四月一日より漁業水域二百海里設定に伴いまして、今後これまた相当の影響があるわけですが、たとえば、パプア・ニューギニアについては、四月中は日本漁船の操業は現状どおり認めてはおりませんが、五月以降の対策については何ら決まっておりますか。入漁料を高く取りたい、こういうふうなことで、話し合いがつかないようございまして、こういった問題を含めて、南太平洋のフォーラム諸国についての問題、五月以降どう対処されるのか、この点もひとつ政府の見

解を求めておきます。

○森(整)政府委員 御指摘のように、パプア・ニューギニアの交渉がまた再開されておりました。いわゆる百万キナ、約三億二千万円の入漁料を一括支払ってほしいというのが向こうのたつての要望でございます。その問題をどういふふうに解決するかということで、たまたま代表が参りまして、水産庁からも参事官が参りまして交渉に当たっております。

その成否がどうなるかということでございますが、ただいまのところでは、私も、ここで一応交渉は妥結できるのではなからるかという見通しを持っております。そこで、今月いっぱいその話をつけまして、五月から引き続き入漁できる方向で検討をいたしてまいりたい、こういうふうな考えております。

○瀬野委員 北海道漁民の韓国漁船との競争問題についてお伺いしておきます。近年、と言いましても昭和四十九年から増大しているわけですが、韓国漁船が北海道周辺漁場で操業いたしております。沿岸漁業に数多くの被害が出ていることはしばしば当委員会でも問題にしたところでございます。特にソ連二百海里設定で締め出されることによりまして、五十年以降大型トロール船が多数進出してまいっている現況でございます。わが国二百海里は韓国には不適用でありますから、おさらのことでございます。沿岸、沖合い漁業との漁船接触、漁具被害等が昭和五十年二月から五十二年二月まで千七百七十七件、被害金額が四十億円、こういうふうな言われてお

りますが、こういった実態を政府はつかんでおられますか。また、これに対する政府救済措置等の対応策はどうであるか。さらに、被害補償等を韓国に請求しておられるのか。もう一点は、二百海里水域を適用するということについてはどう考えておられるのか、これらを含めてひとつお答えをいただきたい。

○森(整)政府委員 北海道沖の韓国漁船による漁具被害の問題でございますが、先生が御指摘のものは、北海道庁からの報告によります数字としまして、本年三月末までに件数千二百件、金額四億二千四百万円ということに相なっております。減少しておりますが、昨年の領海法の施行後被害はかなり減少しております。ことに三月に入ってから被害は四件、被害金額約二百万円ということで、昨年その時期の被害が一億二百万円ということでございます。非常に減っておりますというふうな認識をいたしております。

この問題につきましては、一つは韓国船の操業の区域の問題、それから二番目は安全操業のルールの問題、三番目は被害処理の問題ということでございますが、区域につきましては韓国政府間で話はまだついておりません。それから、安全操業ルール、被害処理につきましては、政府間あるいは民間でそれぞれ韓国側と折衝が行われてお

りまして、その結果一応まとまっております。五月の上旬には両国合同の委員会を開催いたしまして、被害の処理ルールと安全操業ルールに關しまして具体的な取り決めが結ばれる予定になっておるわけでございます。

一番問題の操業区域の問題につきましては、国内の規制措置を韓国側にも守ってもらいたい。オットマトロールの禁止の区域があるわけでございます。そういう区域に入らないで、操業も日本と同じようにやってもらいたい、こういう考え方を私も持つておるわけでございます。実は近く初村政務次官が韓国に参りまして、そういう交渉の皮切りをいたしたいと考えておるわけでございます。

あと、漁具の被害の問題につきましては、いろいろ融資措置によりまして、一応被害の救済融資ということを検討いたしておる次第でございます。

○瀬野委員 時間が参りましたので、以上で質問を終わりますが、これら国際問題については、来る四月二十三日の中川農林大臣のソ連よりの帰国を待ちまして、さらに二十五日の当委員会緊急質問等を行いたいと思っておりますので、本日

は、残余の問題は次回に譲りまして、以上で一応質問を終ることにいたします。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕
○中尾委員長 神田厚君。

○神田委員 漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして御質問を申し上げます。

〔委員長退席、山崎(平)委員長代理着席〕
まず最初に、試験実施からさらに五年間延長するということでありませうけれども、五年間というふうに期日を限りまして延長していく理由を簡単に聞かしていただきたいと思ひます。

○今井政府委員 先生御案内のとおり、この保険につきましては、当初、試験実施期間を五年といましておりました。その後、二百海里時代の到来等新たな漁業事情のもとにおきましても五年間の試験実施を行うことによりまして必要な資料の収集が可能であると判断されることから試験実施の期間を五年間延長することとしたものでございます。しかしながら、しばしば御答弁申し上げましますとおり、五年を待たずとも合理的な保険制度の設計が可能となった場合には速やかに本格実施に移行することにしたいたし、このように考えております。

○神田委員 五年間延長の理由の中に、新しい海洋時代を迎えたものに対応していくという理由も述べられておられるわけですが、その点に関連いたしまして、それでは、遠洋漁業に対する操業規制の強化の実態はどういうふうになっているのか。さらに、操業形態の変化はどうか。いろいろな形で推移しているのか。マグロとかサケ・マスとか遠洋底引き、そういうものにつきまして御説明をいただきたいと思ひます。

○森(整)政府委員 具体的に申し上げますとカツオ・マグロでございますが、これにつきましては海洋法会議でもいろいろ意見がございますが、南太平洋諸国では沿岸国が管轄権を持つ、こういう回遊性魚に対してもそういう主張をしておりまして、たとえて申しますと、ごく最近ニュー

ジランドから日本のカツオ・マグロ船が引き揚げざるを得なかつたわけでございます。その他メキシコ、スペインでも現在入漁交渉に至らないため入漁できないということになっております。それから、ペプア・ニューギニア、ギルバートでたまたま入漁料の交渉をしておりますけれども、これは近くまとまると思っておりますが、いずれもそういう問題がある。また、米国では、カジキマグロにつきまして、スポーツフィッシングの関係でいろいろ区域を設けておられるというふうなことで、カツオ・マグロ漁業で言えば、これは地域ごとにグループを組みまして、特定の漁場を組み合わせながら周年の操業をされているということでございます。それから、こういう漁場から締め出されたり漁獲の制限が行われますと、グループの再編成をしなければならぬとか、あるいは漁場の組み合わせを再編成しなければならぬ、さらに航海の日数が長期化するというふうな事態が生じてくるわけでございます。

また、遠洋底引き網漁業について申し上げますと、御承知のように、北転船が米国の水域におきまして漁獲割り当りの削減を受ける、あるいはソ連水域におきまして削減を受ける、あるいは漁獲量の削減が行われるというふうなことで、五十七隻の減船を余儀なくされたわけでございます。また、そういうほかにも南氷洋のオキアミに十隻出ず、天皇海山等への調査に六隻出ず、計十六隻の漁場転換を行っておられるわけでございます。したがって、従来から冬場はカムチャツカ半島周辺でスケソウウをやりまして、夏場はベーリング海のメヌケナリ赤魚漁、そういう操業形態をとっておられたわけでございますが、そういう形態が崩れて新しい対応を迫られてくる。

サケ・マスにつきましては、先ほどいろいろ御説明がございましたように、対ソ問題あるいはカナダ、アメリカとの間でいろいろ漁獲の制限なり区域あるいは操業期間等の設定がございまして、あるいは隻数を削減せざるを得ないというふうな

問題まで出てきておるわけでございます。こういうふうな海がある意味では狭くなつてしまひまして、二百海里時代を迎えまして新しい操業形態の変化に際したデータを収集いたしたいという考えでございます。

○神田委員 操業規制の実態やあるいは操業形態の変化、これはよくわかりました。御説明でわかりましたけれども、それと漁船の積荷保険との関係というのが何かもう一つ明確ではないですね。この辺のところをひとつ、私もちょっとこれと保険法との関係というのをどういうふうにか考えた方がいいのか、ちょっと迷うところがあるのでありますが、その辺のところを教えてくださいたいのであります。

○森(整)政府委員 漁業規制が強化されてくると操業形態が変化してくる、操業形態が変化してまいりますと保険設計の基礎データに変化が起るというところでございまして、たとえて申しますと、先ほど申しました例から申しまして、非常に操業密度を余儀なくされるから危険度が上がってくるか、あるいは航海の日数が非常にかさんでまいります、操業の日数が変化してくる、それから従来の漁場から転換をされるということ、今度は操業上なれないという、そういうような問題で事故が多くなる可能性もあるというふうなことが挙げられると思ひます。

そういうことと、それからもう一つ、保険設計の基礎データの変化の内容上どういふ問題があるかと言へば、加入の母集団が減ってくる。要するに減船が多いということから言いますればそういうことにもなりましようし、そういうことから逆に損害率、危険率に変動を及ぼす可能性は多分にあるというふうなことで、一つ一つそういう不安の要素がふえてきてくるのではないだろうかというところでございまして。

○神田委員 試験実施の結果などを見てみますと、どうも海が狭くなつてきたからおそれが多いというふうな説明はなかなか納得ができません。あります、それでは試験期間中の加入の状況、

それから支払い状況ですね。先ほどもちょっと触れられておられたようでありまして、加入及び支払い状況、それから契約額に対する支払い状況、たとえば一億円の保険に入つて何%まで払つたのか、全部払つているのか、そういうことについてちょっと御説明いただきたいと思ひます。

○森(整)政府委員 引き受け、支払いの状況から申し上げますと、引き受け隻数が五千五百四十四隻でございます。引き受けの契約金額が二千五百六十八億円、それから純保険料が十億二千万円、支払い保険金が三億九千万円ということになっておるわけでございます。

それで、損害率、保険設計の基礎となります引き受けの金額に対しまして支払い保険金額の率ということになりますと、年度別に見まして最高八六%、最低が三三%ということで、四十八年が八六%、四十九年は三三%ということで、五十年が五七%ということに相なつております。

○神田委員 それらに対しまして、たとえば契約額に対する支払いの状況というのはどうなんですか。ケース・バイ・ケースですが、ほとんど契約額に対して全額支払われているような形になりますか。

○森(整)政府委員 大変恐縮でございますが、参考資料の先ほどの六ページにございまして、損害率が非常に高かつたのは、五十年の北洋はえなわ刺し網の三四%というものが一応高いのが出ております。それから、同年の沖合い底びきの二〇七八%、これはみんな契約金額に対する支払い保険金の比率でございます。それからあと左の方で四十八年のマグロはえなわの一四五%、この辺が一応高い数字として出てきておるわけでございます。ゼロというのが、これは危険がなかつたというところでございまして、危険率につきましても大体同様な傾向がありまして、全体の計としまして四十八年が八六%、四十九年が三〇%、五十年が五七%、五十一年はちょっとごらんにならない方がいいかもしれませんとおもうことで先ほど申し上げましたが、そんなことになっておりました。

結構ばらつきがある。逆に言いますと、その安定はしていない。だから、保険が必要だということ。を逆に言えば言えるのかもしれないけれども、そういう傾向になっておるといふことでございませう。

○神田委員 料率の問題は後でまた問題にしますけれども、それではこれを扱ってあります機構につきまして御質問申し上げますが、まず漁船保険組合、これの経営はどういうふうなことになるか、お聞きしたい。御説明いただきたいのであります。業種別あるいはいろいろあるようでありませうけれども。

○森(整)政府委員 漁船保険組合、いろいろ事業を行っておりますが、漁船損害補償法の損害保険事業、それから漁船乗組員の給与保険法の給与保険、それからこの積荷保険の試験実施、それから漁船の船主責任保険、これも試験実施、そういうようなことを行っております。それから、収支でございませうが、これにつきましては財務状況は一般的に良好な状況で推移をしております。それで保険組合、全国五十三組合ございませう。その当期の利益金は十五億九千三百万円、一組合当たり平均が三千万円でございます。個々の漁船保険組合について見ますと、いろいろ所属の漁船等の差もございませうが、引き受けの規模の相違から、純資産におきまして三百八十万円から六億九千八百万円までの開きがございませう。保険料収入につきましても三六六百万円から十二億九千三百万円、大きな差がございまして、組合によりましては財政状況、經常収支に非常に格差を生じておると見られます。

○神田委員 この漁船保険組合のいま御報告いただいたようなこと、これはもう少し整理統合したいというふうな形で指導なさっていかれるのか。これだけ幅のある形になりますと、当然付加保険料の格差なんかの問題も出てくると思うのであります。その辺のところはどういうふうにして指導していくつもりなのか、お聞かせいただきたいのであります。

○森(整)政府委員 整理統合はどうかということでございますが、これは地域組合でございまして原則として都道府県を区域として組織されておる、北海道あたりが大部分かれておるといふような組織になっておるわけでございますから、その地区内の在籍船の規模またトン数、大型船とか小型船とか、そういう問題も含めましての事業の分量が変わってくる、そういう性格を持つておると思ひます。そういう性格を持つておるから、したがって規模に格差を生じ、また事務費としてはある程度まで固定のものがある。そうしますと、当然付加保険料の率も非常に幅が出てくるというふうなことに相なつておると考へておりますが、これらの格差というものはある意味ではいたし方ない問題も含んでおると思ひます。したがって、今後収支相償わないというふうな問題が非常に多いということでありませう。今後の検討の課題といたしましては、大きな、そういうことから何かせねばならないということはいまのところないのじやないかと考へておられます。

○神田委員 それでは次に、漁船保険中央会、きょう午前中事務理事が見えていたようでありますけれども、この経営の状況はどういうふうになつておるのか、これをちょっとお聞かせいただけますか。

○森(整)政府委員 漁船保険中央会というのは、本来の仕事は保険料率を算出したり、漁船の損害調査をしたり、また損害の発生予防なり防止を図る、そういう事項に對します調査、指導をやつており、それから漁船保険の普及宣伝ということが業務としての事業でございませうが、そのほかに保険事業といたしまして、いま御審議いただいております漁船積荷保険、漁船船主責任保険、それから漁船乗組員主保、そういうものの再保険事業を行つておるといふこととございませう。

○神田委員 それでは、一般事業につきましては、一応事業の実施以来各年黒字を計上して全般的に良好に推移しておると考へております。それから、資金の運用につきましては、系統利用を図るために中金、信濃連の預金を中心に運用が行われておるといふ次第でございませう。

○神田委員 この中央会に對しましては莫大な交付金が出されました。これにつきましてこの前の委員会で附帯決議がついておりました。漁船保険中央会に對する交付金の運用の使途については、特に必要な事業に重点的かつ効率的に配分されるよう、中央会を指導監督すること。このようない項目があるわけでありませう。こういうことも含めまして、漁船保険中央会の経営が黒字に推移して、それは一つの事実であつてそれでよろしいのであります。その黒字であるといふことに關しまして、それでは、それを直接金を払つておる漁船員の方にもう少し還元すべきであるといふような声があるわけでありませう。たゞ、料率の改定をすべきである、あるいは割引戻しをすべきである、こういうような意見があるわけでありませうけれども、この点につきましてはどういうふうにお考えになりますか。

○森(整)政府委員 御指摘の問題につきましては、黒字が多い少ないということにつきましては、いろいろ事業の性格によりまして判断をいたさなければならぬと思ひますが、全般的にできただけ未端の船主の負担が過重にならないような軽減措置を講ずるといふことにつきましては当然私どもも念頭に置かしまして、今後十分その線に沿つて指導をしてまいりたいといふふうに考へております。

○神田委員 ですから、もう少し末端に、いわゆる掛金を掛けておる漁船員に對しましてメリットがあるような形に運用をさせなければいけない。たとえば、掛金を減らるとか割引戻しをするとか、そういうことについてはどういふふうにお考えか、あるいはどういふ指導をなさるおつもりか、ちょっとお聞かせいただきたい。

○森(整)政府委員 当然、いろいろ割引制度等につきましては、その制度というものは活用しておるわけでありませう。保険の全体の設計運営上支障を来さない限りにおいては当然そういう考へ方を進めてまいるといふことは必要だと思つております。

○神田委員 そうしますと、この中央会の事業の中に、いわゆる漁船関係、いわゆる海の水産関係以外のものにそれが使われるといふような事実はございませうか。

○森(整)政府委員 そういふことはないといふふうに見ておるわけでございます。

○神田委員 念を押しますけれども、ありませんか。

○森(整)政府委員 ただいま何か具体的に御指摘があつて、何か調査をいたさないといふ感じを持つておられますが、いまのところ私も思ひ当たるようなことはございませう。

○神田委員 この問題につきましては後日また調査をして質問をします。私はちょっとそういうふうな、ほかに使われているといふ話を聞いています。ですから、それはまた別にあれしませう。

次に、海外操業漁船損害補償事業、これについて御質問を申し上げます。 まず、まづ御質問申し上げますが、この事業と特殊保険との関係、それからこの保険の金の掛金の問題、支払い基準やあるいは救済金の最高限度額、さらにそれらの対象の漁船、それから三番目には免責事項の中におきます救済契約者または被救済者の故意、重過失による損害についてはこれを免責にするといふことであるけれども、この故意、重過失といふのは一体どういうことを基準にこれを認定するのか、この三点について御質問申し上げます。

は二百海里ということを設定いたしました。これは相互に認め合う、その国の漁業規則ができる、そういうことでそれに従わなければならないというところになったわけでございます。その結果、その規則に違反して拿捕された、また損害を受けたような場合に、国が直接管んでおりますそういう特殊保険で補てんをするというはおおしくなってきた、したがって、現在機能するとして、たとえば北方領土の四島、北方四島の周辺の海域でいろいろの事故が起るといふようなことにつきましては適用性があるわけでございますが、二百海里という中のいろいろな操業の問題につきまして、一応規則違反ということで拿捕されたりあるいは損害を受けた場合にはなかなかないというところになってまいりました。

そこで、海外操業の漁船保険補償事業というのを新たに設けたいということ、七月をめどにいろいろ準備を急いでおるといふこと、でございます。そこで、第二のその救済金の最高限度等の問題でございますが、最高限度につきましては、拿捕等によりまして損害を受けた漁業者に対して、その損害のうち漁船の船体、漁獲物、漁具の損害、抑留中の乗組員の給与、それから罰金等の費用の合計額または救済対象基準額のいずれか低い額の七〇%以内を救済金として支払うというようにしておるわけでございます。救済掛金につきましては大体一〇%程度の額を救済対象基準額に充てて負担するといふふうに考えておるわけでございます。

それからあと、その損害の補償事業のいろいろの基準でございますが、故意または重大失による場合は支払いを免責したいといふこと、ございまして、その基準をいたしまして、たとえば、ある一定区域のラインを侵犯するといふ場合に、ちょうどその侵犯したラインが船位の測定器による測定誤差の範囲、たまたまそれすれみだいな感じでございますが、そういう場合だとか、あるいはソ連の海域で日誌の記載につきましている注文がついておりました、そういう魚種の分

類上の見解の相違みなど、で事故が生じたというふうな場合等、軽微な過失による場合あるいはやむを得ない事情がある場合に支払うということ、無許可の操業で最初から明らかに違反をしていっているような場合にはやはり免責をするということが適当であろうといふふうに考えておるわけでございます。

ただ、それは申ししても、いろいろ私が申し上げましたようなボーダーラインのケースもございまして、そういうものにつきましましては漁船保険中央会に設置を予定しております損害の審査委員会におきまして十分に審査を得た上で適正な救済が行われるように運用してまいりたいといふふうに考えておる次第でございます。

○神田委員 時間も余りありませんので、次に、二百海里に關係しまして御質問申し上げます。まず、現在の入漁料の支払いの状況、これを国別にわかりましたらちょっと教えていただきたいと思ひます。

○森(整)政府委員 入漁料の支払い状況でございますが、五十二年の国別の支払い状況は、米國に對しまして十七億一千三百万円、エクアドルが四億三千二百万円、ペルーが二千四百万円など、合計六カ國に對しまして総額二十二億五千万円の支払いを行っております。

○神田委員 そのほか、南太平洋の諸國に對してはどういうふうになっておりますか。

○森(整)政府委員 南太平洋、インドネシアも含めて一千三百万円、これは民間取り決めでございまして、それから、パプア・ニューギニア、これは暫定的でございまして、一千万円というふうな状況になっております。それから、パプア・ニューギニアとギルバートがさらにたまたま入漁料の交渉中でございます。たとえて申しますと、パプア・ニューギニアは漁場全部を提供するかわりに漁船一隻、一年当たり、これは長さにありますけれども、船の長さ掛ける三十キナというのですか、約一千万円、いまは入漁料でございますが、入漁料につきましては全部で百万キナというので

すから約三億二千万円とめて払ったら全部漁場を提供する、こういうようなことを言っております、これについての交渉がいま行われている最中でございます。

○神田委員 先ほど農林大臣臨時代理の方から入漁料についての非常に前向きな御答弁がありました。私も、二百海里の問題というのは政策的なものでなっている問題でありますから、したがって、国の方で入漁料については支払っていくべきではないか、こういうような基本的な考え方を持っております。入漁料の支払いがあるいは契約の仕方であるいろいろな問題があると思ひますが、国の方で入漁料を支払うという考え方があります。大蔵省の方の見解も聞きたいと思ひます。

○古橋説明員 お答えいたします。入漁料を國の方から払うかということ、結局税金を使うかということ、あるいはまた別の考え方として、そういうものは実際とつた方が価格に転嫁して、それを實際に食べる人が負担をすべきかという選択の問題であると思ひます。

私どもは、入漁料につきましては漁業者みずからが負担をし、そして、それを価格に転嫁して、それを食べる人たちが、そういう者が負担をすべきである、こういうふうにお考へております。

○神田委員 たとえば、過去、アメリカとの交渉で大日本水産会が基金を集めて、その基金に對しまして利子補給というふうなことをやった、こういう形でのものは現在はお考へになれますかどうですか。

○古橋説明員 お答えいたします。アメリカの場合に、入漁料のうち一部について大日本水産会に對して利子補給をいたしておりますけれども、これはアメリカの場合、とつてまいりまして物がスケトウであるとか、そういう加工原料用の物でございます。当時、加工原料用の消費先であるところの冷凍すり身業者、そういうところ

が非常に苦境に立っております、それは代替関係、それはいろいろ代替品目がございますもの、すから価格への転嫁が非常にむずかしい、そういうようなこともございまして、急激に価格引き上げを行うことができない、そういうことでございまして、一年間に限りましてその分について利子補給を行った経緯がございます。

今度のパプア・ニューギニアのような場合、いろいろ物によりまして、マグロについてそういうことをやるのが、税金をつぎ込むことがいいのかわいのか、そういうような問題もございまして、現実には先生御指摘の点がパプア・ニューギニアのような場合でございます。現在これから交渉をする問題でございますので、その結果を見て検討しなければならぬ、こういうふうにお考へております。

○神田委員 そうしますと、考え方としたならば、二百海里問題というのは國の一つの政策の中で行われているものでありまして、日本の対応が、おられたという國の責任もあるわけでございます。したがって、そういうものにつきましまして、入漁料によって非常に苦しんでいる漁船がたくさんある。だから、せめて入漁料については國が見るとか、あるいはそれができなければ利子補給についてきちんと國の方で見なければいけません、こういうふうな考え方を持っております。重ねて恐縮ですが、いかがですか。

○古橋説明員 せっかくの御提案でございますけれども、そういうものに税金を使うということの一般的な納税者の納得が得られるかどうか、こういうことにつきまして私どもは非常に疑問を持っております。したがって、御提案でございますので、検討はいたしませんけれども、私どもとしてはそういうのは適当ではない、こういうふうにお考へたいと思ひます。

○神田委員 それ以上の話はきつたので、しよから、また改めてその問題につきまして御質問したいと思ひますが、私は、ここでひとつ発想を転換しましてやっていただかないと日本の漁業

もだめになつてしまふというふうな考え方を持っているのです。したがうして、そういうことも含めまして御検討をいただきたいと思ひます。

最後に、いま問題になつておられます尖閣列島の問題につきまして、これとの関連で日本と中国との間で漁業協定を結んでおります。外務省から来ていただいていると思うのでありますが、この尖閣列島の問題につきまして、漁業協定との関係の中で二点ほど質問したいのであります。

まず第一点は、一九七二年に漁業協定が結ばれましたが、このときに尖閣列島はどういうふうな取り扱ひになつていたのか、その点について御見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○田島説明員 お答えいたします。日中漁業協定におきましては、第一条で、この協定が適用される協定水域を定めております。その南限は北緯二十七度の線であるということに規定されておりますので、尖閣諸島周辺の海域、これは北緯二十六度前後になります。その付近はこの協定水域内に含まれておらないという実情でございます。

○神田委員 この協定は両方の海上における正常な操業の秩序を維持するために友好的に結ばれたものであるわけでありまして、したがうして、一九七二年の時点で一応触れなかつたというものは、結局これはたな上げにされたというふうな状況であると思うのでありますが、この協定が今度改定をされる時期、これはいつですか、改定しやなく更新、これが終わるときですか。

○田島説明員 この協定によりまして、協定が終りますのは本年の十二月二十二日でございますが、その三カ月前に本協定を終了する通告をしない限り、自動的に延長されることになっております。

○神田委員 それでは、今度のこの問題につきましてこれから先の方針として一点お聞きしたいのであります。今度の交渉におきましては、尖閣諸島につきましては日本の領土であり、したがうして、それに続く海につきましては日本の領海

であるということを引きちんと主張を明確にする考へてあります。あるいはこの条約を変える場合にそういうことを条文の中に明記させるような形をとる考へてあります。この点についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○田島説明員 先ほどお答え申し上げましたとおり、本協定は、尖閣付近の海域は協定の対象水域となつておりませんので、今後この点については恐らく触れることにならないのではないかと、うふうに考へております。

それから、この協定は、いずれの締約国の側の領海等の問題についても規定することを対象とはしておりませんので、そのような点についても触れることはないものと私どもは考へております。

○神田委員 最後に、私は、この尖閣列島を侵犯しているのは漁船である、このことは重視しなければいけないと思ひます。漁船がそういうことであるならば、やはり漁業協定によりましてそれをきちんと解決できるような形での条約をつくつていかなければならない、そういう考へ方を持っているものであります。その点につきまして、再度いかがですか。

○田島説明員 漁業を安定的に操業するためには、この協定に限らずいろいろの考へ方を考へていかなければならないと思ひます。したがうして、先生のおっしゃる点を含めまして、どういふ形で、あるいはどういふ方法により、そのような点を反映させていくか、考へていくかということは十分検討させていただきますと存じます。

○神田委員 終わります。

○中尾委員長 津川武一君。○津川委員 今度の法律を延期するについて、提案理由の中に、試験実施の延長という形で法案を御提案しております。各国の二百海里漁業水域の設定により、新しい海洋秩序の形成が急激に進展したことにより、漁船の操業形態に変化が生じ、保険設計の基礎データに大きな変動をもたらすおそれがある。五カ年間試験研究を継続する、こういうふうな提案されておりますが、そこで、

提案されているように、日本の漁業にどんな変化が起きているか、まずお尋ねしてみたいと思ひます。

○森重政府委員 サケ・マスではどういふふうな変化が起きているか、サケ・マスではどういふふうな変化が起きているか、サケ・マスの流し網、はえなわいろいろございまして、御承知のように、二百海里の前と後で、五十一年、五十二年に比べてみまして漁獲の割り当て量の減少、それから今後の問題、いろいろ議論がございまして、それから、海域につきまして、ソ連の二百海里の操業が昨年全部だめになつたというふうな事情がございまして、それから、隻数につきましても、サケ・マスの流し網につきまして、五十一年から五十二年にかけて三百九十八隻の減船が行われておる。それから、サケ・マスのはえなわ漁業につきましては同じく七十六隻、それから二百海里内の操業が禁止されるといふことになつておるわけでございます。

その他、カツオ・マグロ、遠洋底びき漁業、沖合い底びき漁業等、それぞれ漁獲量、漁法、海域、漁期、隻数、そういうものにつきましていろいろ漁期、隻数、変化があるというございまして、○津川委員 アメリカとカナダの関係ではどうなつておりますか、日本のサケ・マス漁業は、

○森重政府委員 従来、日米加の漁業条約で共同委員会がございまして、それでまいりつたわけでございますが、基本的に今回一応そういう日米加の漁業条約という形は残りますが、それから漁業の共同の委員会という形は残りますが、規制の中心が非常に大きく変わらうとしておるわけでございます。またサインは行われておりませんが、

○津川委員 アメリカとカナダの関係ではどうなつておりますか、日本のサケ・マス漁業は、

○森重政府委員 従来、日米加の漁業条約で共同委員会がございまして、それでまいりつたわけでございますが、基本的に今回一応そういう日米加の漁業条約という形は残りますが、それから漁業の共同の委員会という形は残りますが、規制の中心が非常に大きく変わらうとしておるわけでございます。またサインは行われておりませんが、

○津川委員 アメリカとカナダの関係ではどうなつておりますか、日本のサケ・マス漁業は、

わけでございます。○津川委員 そこで農林大臣、安倍さん、お聞きのとおりです。サケ・マスは二百海里問題でソ連からもひどく押されておる、アメリカからもカナダからも押されておる。かなり大きな減少が日本のサケ・マス漁業に出てきているわけですか。国益を守る立場から政府はどうなさるつもりでございますか。このアメリカ、カナダ、ソ連の攻撃、一方的に押し込められている状態から抜け出すために政府に何か見解が必要かと思ひますが、対策をお尋ねします。

○安倍国務大臣 このサケ・マスにつきまして、これは海洋法会議等で盛んに各国から主張されております。いわゆる遡河性魚類だ、母川国主義だ、こういうことで、サケ・マスは自分の河川から発したものはどこまで行つても自分の魚だ、こういうことを主張して、わが国としても、漁業の安定といひますか、漁獲を確保していくためには、そうした大勢には従わなければならぬ、こういうことになりまして、アメリカあるいはカナダとの間にも条約を結びまして、そしてこれは二百海里内のみならず公海においても、サケ・マスの漁獲についても話し合ひでわが国の漁獲を決めていく、こういうことになつたわけでございます。

これはソ連との間も、今回はそういう立場で交渉を行つておるわけですが、ソ連から言わせれば、自分の川の魚をとるのだから、これは本来日本には権利がないのだ、ですから全部とらせないと、言つてもやむを得ない、しかし日本の漁業の立場を考へて、これまで日本の漁業が公海でサケ・マスを漁獲しておつたのだから、この立場を考へて、いま一度にそれを全廃するといふことは気の毒だから、話し合ひによつて少しはとらせてやろう、こういうことでソ連がようやく最終的には四万二千五百トンというところまで譲歩したわけでございます。

中川農林大臣は健闘はしましたけれども、大いにかんばつたわけですが、ソ連の壁は厚く、ついにソ連の第二次提案の四万二千五百トン

中川農林大臣は健闘はしましたけれども、大いにかんばつたわけですが、ソ連の壁は厚く、ついにソ連の第二次提案の四万二千五百トン

を急に三月十六日からそう言ってきたわけでございます。

そこで、四月の十一日に八戸の福島漁業部の第八十五惣宝丸、これがソ連沿岸警備船の臨検を受けて、直徑五センチ程度のツブの破れたからと、五、六センチの天然の海草一本、ヒトデ一つついていただけで三百八十九万七千七百円直ちに支払えと言われて、そして、それをやられたわけです。この点で漁労長は、この前にも二回臨検を受けたが、そのくらいの雑物がひっかかっている程度は何らの注意も与えられないで来た、監督官の気まぐれで罰金を科せられているようなもので、全くでたらめでどうにもならない、こういうことなんです。ソ連は中層びきでなければ違反だと言うが、着底びきでなければ一匹もとれない海域では、もうこれから出漁する船はなくなると言っております。

この罰金はこのままで済まされるものか。また向こうでそう言っていない状態で罰金でありますので、政府がこの交渉はしてあげなければならぬと思ひますが、罰金が科せられないようにしなければならぬと思ひますが、政府の態度をお尋ねいたします。

○森(整)政府委員 御指摘の第八十五惣宝丸というんですか、この事件につきましては、これは着底トロールではなしに大陸棚資源の混獲禁止の規定にひっかかったというふうに理解をいたしております。要するに、たまたまかかったものは海中に戻せということですが、それが戻ってなかったということのごさいます。

いまの後段の問題、罰金を取り返すというのか、そういう問題につきまして、まだそういう申請が上がつてきておりませんが、もう少し事情をよく見まして、さらに調査をいたしましてどうするか検討をさせていただきたいというふうに思ひます。

○津川委員 この船は前二回臨検を受けて同じような状態であったのです。たまたまついておったというだけでこうなる。これだと漁民が安心して

できない。この点で政府もソ連と十分話し合わなければならぬと思うのです。この点が一つなんです。たまたまこれと言うと、大陸棚だと言っているけれども、五、六センチの海草一本、ヒトデ一つですよ。こういう状態でも何ともなかったのを、ここに問題があるし、同時に政府に対する不信も出てくるので、ここいらはじっくりとソ連と話し合いをして、また本人からも政府に救済方を申請してくると思ひますが、そのときはひとつ必要な処置をしていただかなければならぬと思ひます。

そこで、今度の法案の理由の一つに、漁業の形態がかなり変わってきた中で、罰金、拿捕が多くなったということが一つの変化なんです。この罰金と拿捕に対して政府はどうするのか、方針を伺わしていただきます。

○森(整)政府委員 二百海里時代に入りまして、いままでの特殊保険なり乗組員の給与に対しまして保険、そういう保険をいろいろ国が行うということについて問題が出てきた。そこで、海外操業漁船損害補償事業というところで七月から漁船中央会に互助的な事業という形で行っている事業を行わせてまして、拿捕等に対しまして漁船、漁獲物、漁具、乗組員の給与、罰金、そういうものにつきまして費用につきまして七〇%の範囲内で救済金を支払うということ、積極的に政府も事務費を助成するということ、これを進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

○津川委員 七月一日から実施されると聞いておりますが、事務費を援助する、それだけでなく損害に対して国は幾らか出すのでございませうか、損害補償する点について。

○森(整)政府委員 事業としては相互補助的な制度というふうに考えておりました、保険料等につきましては国が助成をするというところはいま考えておられません。

○津川委員 こういうことが大きくなっていけば、日本の威信を損ねることになる。やらせないように全力を挙げてわれわれも漁民に訴えけると同

時に、自分に落ち度がなく、悪意がなくてやられた損害に対しては、事務費だけでなく国が何らかの補償をするべきだ、幾らか援助すべきだと思ひますが、この点、国にその意思が全然ないのか、重ねてお伺いします。

時間がだんだんなくなったので、もう一つ伺いますけれども、拿捕された場合、これもこちらに手落ちがなくて拿捕されて、そのために魚、漁具、油などというものを向こうに持っていかれた、その場合にこの法律で損害を補償してやる対象にすべきだと思ひますが、この二点お伺いします。

○森(整)政府委員 前段の御質問でございますが、特殊保険を現在国がやっておりますけれども、これにつきまして一応事務費しか見てない。その例をならつたというふうに御理解をいただきたいと思ひます。

それから、後段の問題につきましては、今回の考え方というのはやはり国が直接いろいろやるということとはちよつとなじまないのではないかと、う考え方から、漁船保険中央会の事業として仕組んでおるわけでございます。このいろいろな成果を見まして、さらにいろいろ検討させていただきますというふうに思ひます。

○津川委員 いま申し上げましたようなサケ・マスだとか底びき、こういう変化が出てきましたので、この漁船積荷保険臨時措置法の内容に将来どんな影響を与えるという見通しがあるのか、これが一つ。

第二の問題は、漁獲物保険、これがございませうか、この積荷保険との関係がどうなっているのか、将来これをどうするのか、この二点を質問して、答えによつてはこれで終わります。

○森(整)政府委員 第一点の問題は、母集団等の影響が当然出てくるわけでございますから、そういう意味で当然保険設計上、損害率等にも影響があるものというふうに理解をいたしております。後段の問題につきましては、民間の漁獲物保険との関係でございますが、これはどうもカツオ・

マグロの大型のものを中心に運営されておる。現在御審議いただいております保険の方は、大型から小型に至るまですべての制度ということで実施いたしておるわけでございますが、民間は民間として成り立っている限りは私どもとやかく言う筋はないのではなからうか。むしろ零細な方々のための制度として漁船の積荷保険というものをさらに伸ばしていきたい。両者競合するかもしれないけれども、そういう考え方で臨んでまいりたいと考えております。

○津川委員 終わります。

○中尾委員 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○中尾委員 別れに討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○中尾委員 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○中尾委員 君外五名から、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党、革新共同及び新自由クラブの共同提案に係る附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。角屋堅次郎君。

○角屋委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党、革新共同及び新自由クラブを代表して、漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。漁船積荷保険臨時措置法の一部を改正す

る法律案に対する附帯決議(案)

政府は、我が国漁業をめぐる国際環境がきわめて厳しい現状にかんがみ、新たな漁業情勢に即した我が国漁業の健全な発展を図るため、強力な漁業外交等を通じて漁業実績の確保と新漁場の開発促進に努め、併せて沿岸漁場の整備開発、増養殖の推進等、我が国周辺水域における漁業振興対策を積極的に推進するとともに、本法の施行に当たり速やかに左記事項の実現に努めるべきである。

記

一、漁船積荷保険については、試験実施の延長を安易に受け止めることなく、既往の保険設計上の知見と漁業事情の変化を見極めつつ、新たな基礎資料の整備に努め、可及的速やかに本格実施に移行すること。

二、漁船積荷保険の保険料率については、保険収支の実態に照らし、漁業者の保険料負担軽減の方向で検討すること。

三、漁船積荷保険の対象となる漁業種類及び漁船トン数の下限については、その拡大に努めること。

四、漁船積荷保険と漁船船主責任保険の試験実施の時期と期間は異なるが、双方関連させつつ本格実施に当たっては、漁船保険も含め、全体的な体系について十分検討すること。

五、漁業関係の保険、共済制度の統合、一元化の実施について事務共同化の成果をみつつ前向きに検討を加えること。
六、北方海域等における漁船の安全操業の確保のため、漁業者の指導、拿捕等に対する措置につき万全を期すること。
右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通して、すでに各位の十分御承知のところと思っておりますので、説明は省略させていただきます。何とぞ各員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○中尾委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本動議に対し、別に御発言もありませんので、直ちに採決いたします。

角屋堅次郎君外五名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○中尾委員長 起立総員。よって、動議のごとく決しました。

この際、ただいまの附帯決議について政府より所信を求めます。安倍農林大臣臨時代理。

○安倍國務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重し、善処してまいる所存でございます。

○中尾委員長 なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中尾委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中尾委員長 農業者年金基金法の一部を改正する法律案及び昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたします。安倍農林大臣臨時代理。

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○安倍國務大臣 農業者年金基金法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

農業者年金制度は、御承知のように、農業者の経営移譲及び老齢について必要な年金の給付を行うことにより、農業経営の近代化及び農地保有の合理化に寄与するとともに、農業者の老後の生活の安定と福祉の向上に資することを目的として昭和四十六年一月に発足したものであります。

本制度につきましては、昭和四十九年度及び昭和五十一年度におきまして、その改善充実を図られるとともに、昭和五十二年におきましては、年金額を物価の変動に応じて改定するいわゆる物価スライド制の実施時期の繰り上げ措置が講じられたところであります。

しかしながら、その後における社会経済情勢の変化、国民年金等の関連諸制度における制度改善の状況等にかんがみ、本制度におきましても、改善充実のための措置を講ずることが必要となっておりますので、今回、改正を行うこととした次第であります。

本法律案の内容は、次のとおりであります。
第一は、昭和五十三年度における物価スライドの実施時期の繰り上げであります。昭和五十四年一月から昭和五十三年七月に繰り上げて実施することとしたしております。

第二は、保険料の特例納付措置であります。保険料の納付期限が過ぎて時効が完成したため、所定の期間に見合ふ保険料を納めることができず、年金を受給できなくなっている者を救済するため、これらの者について、昭和五十三年七月一日から昭和五十四年十二月三十一日まで、間に限り、保険料を納めていない過去の被保険者期間について一月につき三千六百円の保険料を納付することができるよういたしましたしております。

以上がこの法律案の提案理由及び内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農林漁業団体職員共済組合制度は、農林漁業団体職員の福利厚生を向上を図り、農林漁業団体の円滑な運営に資するための制度として実施され、その給付内容も逐年改善を見てまいりました。

今回の改正は、その給付に關しまして、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度の改善に準じて、既裁定年金の引き上げ、最低保障額の引き上げ等により給付水準の引き上げを行おうとするものであります。

今回の主要な改正点は、次の四点でございます。

改正の第一点は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは退職年金等の年金額の算定の基礎となった平均標準給与を、昭和五十三年四月分以後、昨年度の国家公務員の給与の上昇率を基準として引き上げることにより年金額の引き上げを行おうとするものであります。

改正の第二点は、退職年金等についてのいわゆる絶対最低保障額の引き上げであります。これは恩給制度の改善に準じ退職年金等の絶対最低保障額を昭和五十三年四月分から引き上げるほか、六十歳以上の者等に係る遺族年金については、その絶対最低保障額を同年六月分からさらに引き上げようとするものであります。

改正の第三点は、遺族年金についての寡婦加算の額の引き上げであります。これは六十歳以上の寡婦または子がいる寡婦の遺族年金に加算されるいわゆる寡婦加算の額を昭和五十三年六月分から引き上げようとするものであります。

改正の第四点は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。

以上がこの法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○中尾委員長 引き続き、補足説明を聴取いたします。今村農林経済局長。

○今村(宣)政府委員 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して御説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは昭和五十二年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、遺族年金、通算退職年金及び通算遺族年金につきまして、その年金額の計算の基礎となった平均標準給与を、昨年度の国家公務員の給与の上昇率を基準として、当該平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加えた額まで引き上げることにより年金額を引き上げることとしたしております。なお、その改定期期につきましては、昭和五十三年四月といたしております。

第二は、いわゆる絶対最低保障額の引き上げであります。これは退職年金、障害年金及び遺族年金につきまして、年齢及び組合員期間の区分に応じ、その絶対最低保障額を昭和五十三年四月分から引き上げることといたしております。たとえば、六十五歳以上の者については、その退職年金の絶対最低保障額を五十八万九千円から六十二万二千円に引き上げることといたしております。また、この引き上げに加えて、六十歳以上の者等に係る遺族年金につきましては、その絶対最低保障額を同年六月分からさらに引き上げることといたしております。

第三は、いわゆる寡婦加算の額の引き上げであります。これは六十歳以上の寡婦または子のいる寡婦の遺族年金に子の数等に応じて加算される寡婦加算の額を、昭和五十三年六月分からそれぞれ年額一万二千円引き上げようとするものであります。第四は、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げであります。すなわち、標準給与の下限につき農林漁業団体職員の給与の実態、私立学校教職員共済組合制度との均衡等を考慮して六万二千円から六万六千円に引き上げるとともに、上限につき国家公務員共済組合制度に準じて三十六万円から三十八万八千円に引き上げることといたしております。以上のほか、所要の規定の整備を図っております。

以上であります。○中尾委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。次回は、明二十日木曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時三十分散会

農業者年金基金法の一部を改正する法律案 農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

附則第十條の二の二中「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に、「昭和五十一年度」を「昭和五十一年度」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条の規定は、昭和五十三年七月一日から施行する。

第二条 農業者年金の被保険者又は被保険者であった者(経営移讓年金を受ける権利を有する者を除く)は、農業者年金基金に申し出て、昭和五十一年七月一日前のその者の被保険者期間のうち、保険料納付済期間以外の期間(当該期間に係る保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している期間に限る)について、一月につき三千六百円を納付することができる。前項の規定による納付は、昭和五十四年十二月三十一日までに行わなければならない。第三項の規定による納付は、先に経過した月の分から順次行うものとする。第一項の規定により納付が行われたときは、納付が行われた日に、納付に係る月の保険料が納付されたものとみなす。昭和五十三年七月一日前に経営移讓をした者が、第一項の規定による納付を行うことにより、農業者年金基金法第四十一条第一号に定める経営移讓年金の支給を受けるのに必要な保険料納付済期間等を満たしたときは、同号の規定にかかわらず、その者に同条の経営移讓年金を支給する。

理由 最近における社会経済情勢等にかんがみ、年金給付の額を物価の変動に応じて自動的に改定する措置の昭和五十三年度における実施時期を繰り上げるとともに、時効が完成している保険料について納付の特例措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の九の次に次の一条を加える。(昭和五十三年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二倍に相当する額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額の十二分の一に相当する額(当該平均標準給与の月額に十二倍に相当する額が四百九十九万五千七百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加算して得た額の十二分の一に相当する額(その額が三十八万円を超えるときは、三十八万円とする)とする)を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く)の規定を適用して算定した額に改定する。

第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第三条第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三条の六第三項又は第四項」とあるのは、「第三条の七第五項において準用する第三条の六第三項又は第四項」と読み替へるものとする。

第二条の十八の次に次の三条を加える。(昭和五十三年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の十九 第二条の十六第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額

第一条の九の次に次の一条を加える。(昭和五十三年度における旧法の規定による年金の額の改定)

に千三百円を加算して得た額(当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額が四百九十九万八千五百七十二円以上であるときは、その額に二十九万五千二百円を加算して得た額(その額が四百五十六万円を超えるときは、四百五十六万円とする。)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正前の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす。

3 第二条の十六第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三条の六第三項若しくは第四項」とあるのは、「第三条の七第五項において準用する第三条の六第三項若しくは第四項」と読み替へるものとす。

2 第二条の二十 第二条の十七第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後

の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

2 昭和五十一年四月一日以後昭和五十二年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十一年四月一日以後昭和五十二年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額

の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇七を乗じて得た額に千三百円を加算して得た額をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす。

3 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による遺族年金については、その額につき前条第五項において準用する第三条の六第三項若しくは第四項の規定、附則第二十六項において準用する附則第二十項若しくは第二十一項の規定又は法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額とする。)を総称する。)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合において、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六万六千五百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十一年以上であるものに係る年金 六十二万二千円

ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万千円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が

の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による遺族年金については、その額につき前条第五項において準用する第三条の六第三項若しくは第四項の規定、附則第二十六項において準用する附則第二十項若しくは第二十一項の規定又は法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額とする。)を総称する。)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年四月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。この場合において、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

二十年以上であるもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの(イに掲げる年金を除く) 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でイ及びロに掲げる年金以外のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は、六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十一万千円

ホ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの(ニに掲げる年金を除く)及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く)に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金 十五万五千五百円

2 昭和五十三年三月以前の年金のうち退職年金若しくは障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき又は昭和五十三年三月以前の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く)が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 前条第三項の規定は、昭和五十三年三月以前の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の

妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十二年三月以前の比較対象年金額」とあるのは「次条第一項の五十二年三月以前の比較対象年金額」と、「昭和五十二年八月分」とあるのは「昭和五十三年六月分」と、「三十二万二千円」とあるのは「三十六万二千円」と、「二十四万四千円」とあるのは「二十七万四千円」と、「十六万九千円」とあるのは「十八万九千円」と読み替へるものとする。

4 昭和五十三年三月以前の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く)が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 第三条の六第三項及び第四項の規定は、第一条の十若しくは第一項の規定又は第三項において準用する前条第三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、第三条の六第三項第一号中「三万六千円」とあるのは「三万六千円(昭和五十三年六月分以後の月分については、四万八千円)」と、同項第二号中「六万六千円」とあるのは「六万六千円(昭和五十三年六月分以後の月分については、七万二千円)」と、同項第三号中「二万四千円」とあるのは「二万四千円(昭和五十三年六月分以後の月分については、三万六千円)」と読み替へるものとする。

第四条第四項中「第二項の規定は、前項の場合に」を「前項の場合には、第二項の規定を」に改める。

第四条の五の次に次の一条を加える。

(昭和五十三年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定)

第四条の六 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十三年四月

分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万四千円」とあるのは「四十三万三千二百二十四円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額」とあるのは「三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日に行なわれていたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額を求め、その月額を基礎として」と、

「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替へるものとする。

2 前条第二項又は第三項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万四千円」とあるのは「四十三万三千二百二十四円」と、同項第二号中「第一条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の十九第一項、第二条の二十第一項又は第二十条の二十一第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替へるものとする。

3 昭和五十一年四月一日以後昭和五十三年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に

由に該当した組合員又は任意継続組合員に於いての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十三年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万四千円」とあるのは「四十三万三千二百二十四円」と、同項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二項」とあるのは「第二条の二十一第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と、「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「五十二年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二」とあるのは「五十二年改正法第二条の規定による改正後の法別表第一の二(昭和五十一年九月三十日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十二年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一の二)」と読み替へるものとする。

4 第四条の四第七項の規定は、旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金について準用する。

5 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

6 昭和五十三年三月三十一日以前に第一条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十三年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月

分以後、その額を、当該遺族年金を通過退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第五条中「第二条の十八」を「第二条の二十一」に改める。

附則に次の五項を加える。

(昭和五十三年四月以後の資格喪失事由等に係る退職年金等の最低保障及び遺族年金の額に係る加算の特例)

27 昭和五十三年四月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る次の各号に掲げる年金(法第四十六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。以下「昭和五十三年四月以後の年金」と総称する。)については、五十三年四月以後の比較対象年金額(昭和五十三年四月以後の年金の額(遺族年金については、その額につき法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)をいう。)が当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、その額を当該各号に掲げる額とする。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

- 一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
 - イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十二万二千円
 - ロ 六十五歳未満の者に係る年金 四十六万六千五百円
- 二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
 - イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十一年以上であるものに係る年金 六十二万円

二千円

ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 四十六万六千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十一万円

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十三万七千九百円

ロ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの(イに掲げる年金を除く。) 二十五万三千四百円

ハ 六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻に係る年金でイ及びロに掲げる年金以外のもの 十六万九千円

ニ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 三十一万円

ホ 遺族である子がいない六十歳未満の妻又は六十歳未満の子若しくは孫に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が九年以上であるもの(ニに掲げる年金を除く。)及び六十歳未満の者(妻、子及び孫を除く。)に係る年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上であるもの 二十三万三千三百円

ヘ イからホまでに掲げる年金以外の年金

29 附則第二十四項の規定は、昭和五十三年四月以後の年金のうち遺族年金であつて、その年金たる給付を受ける権利を有する者が六十歳以上の者又は遺族である子がいる六十歳未満の妻であるものの額の改定について準用する。この場合において、同項中「五十二年四月以後の比較対象年金額」とあるのは「附則第二十七項の五十二年四月以後の比較対象年金額」と、「昭和五十二年八月分」とあるのは「昭和五十三年六月分」と、「八月一日」とあるのは「六月一日」と、「三十二万円」とあるのは「三十六万円」と、「二十四万円」とあるのは「二十七万円」と、「十六万円」とあるのは「十八万円」と読み替へるものとする。

標準給与の等級	標準給与の月額	給与月額額
第一級	六六、〇〇〇円	六七、〇〇〇円未満
第二級	六八、〇〇〇円	六七、〇〇〇円以上
第三級	七二、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円未満
第四級	七六、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円以上
第五級	八〇、〇〇〇円	七四、〇〇〇円未満
第六級	八五、〇〇〇円	七四、〇〇〇円以上
第七級	九〇、〇〇〇円	七八、〇〇〇円未満
第八級	九五、〇〇〇円	七八、〇〇〇円以上
第九級	一〇〇、〇〇〇円	八二、〇〇〇円未満
第十級	一〇五、〇〇〇円	八二、〇〇〇円以上
第十一級	一一〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円未満
第十二級	一二〇、〇〇〇円	八七、〇〇〇円以上

30 昭和五十三年四月以後の年金のうち遺族年金を受ける権利を有する者(遺族である子がいる六十歳未満の妻を除く。)が昭和五十三年六月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

31 附則第二十項及び第二十一項の規定は、附則第二十七項の規定又は附則第二十九項において準用する附則第二十四項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、附則第二十項第一号中「三万六千円」とあるのは「三万六千円(昭和五十三年六月分以後の月分については、四万八千円)」と、同項第二号中「六万円」とあるのは「六万円(昭和五十三年六月分以後の月分については、七万二千円)」と、同項第三号中「二万四千円」とあるのは「二万四千円(昭和五十三年六月分以後の月分については、三万六千円)」と読み替へるものとする。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

第十三級	一三〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円未満
第十四級	一四〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円未満
第十五級	一五〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円未満
第十六級	一六〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円未満
第十七級	一七〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円未満
第十八級	一八〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円未満
第十九級	一九〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円未満
第二十級	二〇〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円未満
第二十一級	二一〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円未満
第二十二級	二二〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円未満
第二十三級	二三〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円未満
第二十四級	二四〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円未満
第二十五級	二五〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円未満
第二十六級	二六〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円未満
第二十七級	二七〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円未満
第二十八級	二八〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円未満
第二十九級	二九〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円未満
第三十級	三〇〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円未満
第三十一級	三一〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円未満
第三十二級	三二〇、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円未満
第三十三級	三三〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円未満
第三十四級	三四〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円未満
第三十五級	三五〇、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円未満
第三十六級	三六〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円未満
第三十七級	三七〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円未満
第三十八級	三八〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上

第四十六条の五第一項第一号中「三万六千円」を「四万八千円」に改め、同項第二号中「六万円」を「七万二千円」に改め、同項第三号中「二万四千円」を「三万六千円」に改める。
 (農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。
 附則第四号第十号中「四百三十二万円」を「四百五十六万円」に改める。

附則第六条第一項第二号中「第三項及び第四項」を「及び第三項」に改め、同条第三項中「及び第五項」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

附則第七号第四項中「から第六項まで」を「及び第四項」に改め、同条第五項中「から第六項まで」を「若しくは第四項」に改め、同条第六項中「第一条の九」を「第一条の十」に改める。
 附則第十二条第三項第一号中「五十八万九千円」を「六十二万二千円」に改め、同項第二号中

「四十四万八千八百円」を「四十六万六千五百円」に改め、同項第三号中「二十九万四千五百円」を「三十一万二千円」に改める。
 附則第十三条第一項第二号中「第四項において同じ」を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削る。

附則第十五条第二項中「第八項」を「第六項」に改め、同項第四号中「第五項において同じ」を削り、同条第五項を削り、同条第六項中「第四項」を「前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を削り、同条第八項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とする。
 附則第十六条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条第六項中「第二項から前項まで」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「第二項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則
 (施行期日)
 第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定(農林漁業団体職員共済組合法第二十條第一項の表の改正規定を除く)及び第三条の規定(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「三十九年改正法」といふ)附則第四号第十号、第七号第六項及び第十二号第三項の改正規定を除く)は、同年六月一日から施行する。
 (標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十三年四月から標準給与が改定されるべき者を除く)のうち、同月の標準給与の月額が六万四千円以下である者又は三十六万円である者(給与月額が三十六万五千円未満である者を除く)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与

の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」といふ)第二十條第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。
 (遺族年金の額に係る加算の特例に関する経過措置)

第三条 改正後の法第四十六條の五第一項の規定は、昭和五十三年五月三十一日以前に給付事由が生じた三十九年改正法による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の規定による給付についても、同年六月分以後適用する。
 (旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四号第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお、従前の例による。
 (政令への委任)

第五条 この附則に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

理由
 農林漁業団体職員共済組合による給付に關し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引上げ、寡婦加算の額の引上げ、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。